

八王子市公共施設景観形成 マニュアル



平成 27 年 11 月

目次

はじめに 公共施設景観形成マニュアルとは	1
公共施設景観形成マニュアル策定の目的	1
公共施設景観形成マニュアルの位置付け	
公共施設景観形成マニュアルの構成	2
第1章 マニュアルの仕組みについて	3
1 方針	
八王子市の公共施設による景観づくりの方針	3
2 適用範囲	
適用範囲の考え方	4
マニュアルの対象となるもの	
本マニュアルの使用者	5
マニュアルを適用する公共施設ごとの範囲	6
マニュアルを適用する地域について	9
重点地区の範囲	10
3 景観適合協議	
景観適合協議の対象となる公共施設	13
景観適合協議の手続き	15
4 適用除外	17
第2章 八王子市がめざす公共施設像	19
1 道路	20
2 橋梁	22
3 河川・水路	24
4 公園・緑地	27
5 公共建築物	31
6 公共サイン	36
第3章 基本ルール（景観標準仕様）	39
1 道路	40
2 橋梁	47
3 河川・水路	50
4 公園・緑地	53
5 公共建築物	59
資料編	67
1 景観適合協議 別紙対象路線（重点地区）	68
2 景観適合協議 別紙路線（幹線1級・2級・その他対象路線）	70

はじめに 公共施設景観形成マニュアルとは

公共施設景観形成マニュアル策定の目的

八王子市は、平成 23 年に景観法に基づく景観行政団体となり、同年 10 月に『豊かな自然に抱かれた 住み続けたいまち 八王子』を基本理念とした「八王子市景観計画」の運用を開始し、八王子らしい景観づくりに向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりに取り組んでいます。

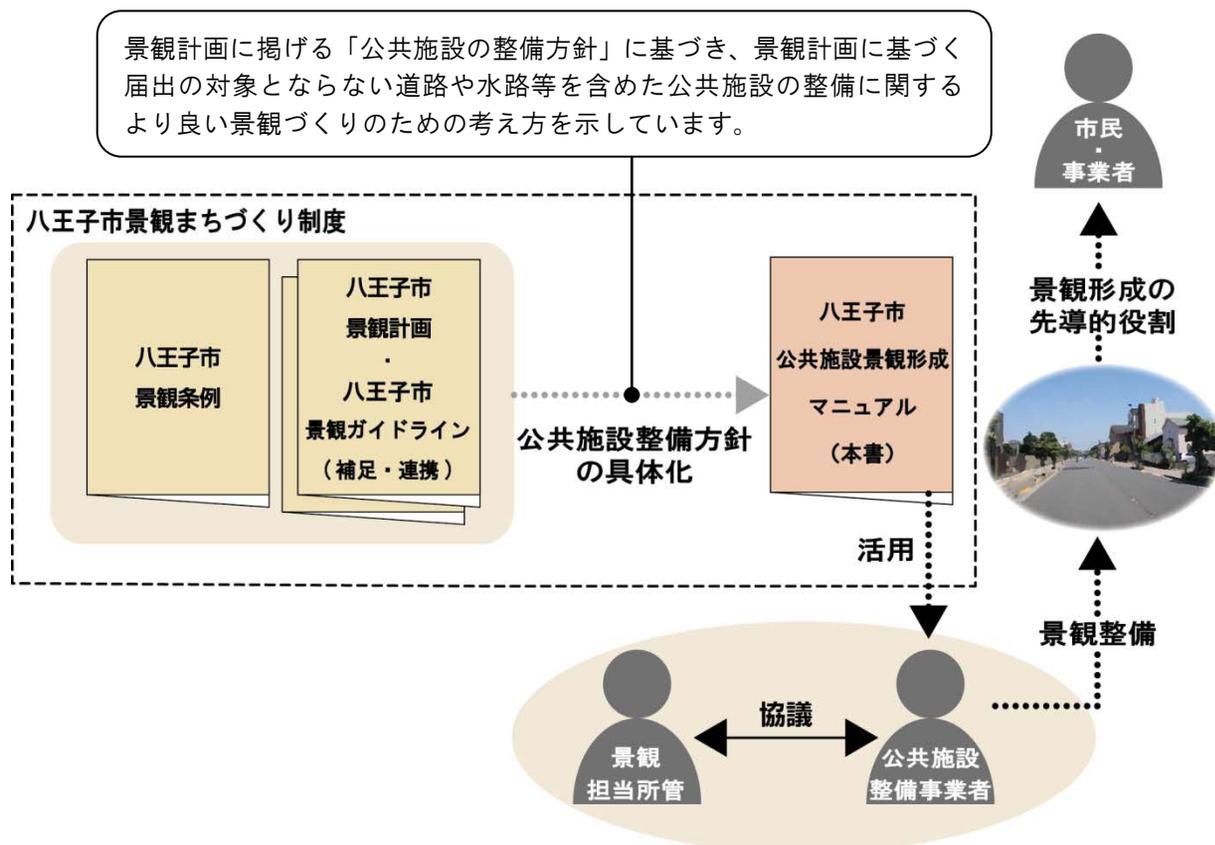
景観計画では、道路、橋梁、河川、公園、学校等の公共施設は、本市の景観を形成する重要な要素であり、地域の景観を先導すべき施設となるため、積極的に景観に配慮した整備を行っていくことを方針として掲げています。

本マニュアルは、景観計画に掲げる「公共施設の整備方針」を実施するために、公共施設の整備や管理に関係する主体（国・都・市等）の間で、景観形成の方向性を共有し、基本的な整備や維持管理についての指針を具体的に定め、市民に長く親しまれる公共施設の計画や整備を行うことを目的とします。

公共施設景観形成マニュアルの位置付け

八王子市景観条例及び景観計画では、建築物の建築や工作物の新設、特定照明などの行為について景観法に基づく届出を義務付け、事業主と協議を行っています。

公共施設景観形成マニュアルでは、景観計画に掲げる「公共施設の整備方針」に基づき上記の行為以外を含めた公共施設の建設等に係る行為が、良好な景観の形成に向け地域の景観を先導する役割を果たすことを目指し、公共施設整備方針の具体的な仕様を定めるとともに、景観担当所管との協議を通じて専門家の意見を得られるように位置づけるものです。



公共施設景観形成マニュアルの構成

本マニュアルの方針や適用範囲等を示した「マニュアルの仕組みについて」、具体的な取り組みを示す「八王子市がめざす公共施設像」「基本ルール(景観標準仕様)」を柱に3章で構成しています。

第1章 マニュアルの仕組みについて

- 1 方針
- 2 適用範囲
- 3 景観適合協議
- 4 適用除外

公共施設が景観形成に資するための八王子市の基本的な考え方や、公共施設整備の際に景観担当所管と行う協議について示しています

第2章 八王子市がめざす公共施設像

- 1 道路
- 2 橋梁
- 3 河川・水路
- 4 公園・緑地
- 5 公共建築物
- 6 公共サイン

公共施設ごとに八王子市がめざすべき景観のすがたについて示しています

第3章 基本ルール（景観標準仕様）

- 1 道路
- 2 橋梁
- 3 河川・水路
- 4 公園・緑地
- 5 公共建築物

公共施設ごとに全市的に定める統一的な標準仕様について示しています

1 方針

八王子市景観計画では、公共施設の整備方針を以下のように定めています。

八王子市の公共施設による景観づくりの方針

1) 地域特性や周辺と調和した魅力ある景観づくり

- 住宅地、商業地等の周辺環境、地域の歴史・文化的特性、景観資源、眺望等の地域特性に配慮し、それらと調和するように、色彩、形態意匠等の検討を十分に行う。
- 地域の環境をより向上させる質の高い施設整備を図る。

2) 連続性や統一感のある景観づくり

- 公共施設の整備主体や所管の連携により、施設相互の連続性を高め、一体的な景観づくりに取り組む。
- 本市の骨格となる道路や河川等においては連続性のある景観形成を図る。

3) 緑や水の自然環境と調和した景観づくり

- 田園風景や里山の緑、水辺等の豊かな自然環境と調和した施設整備を進める。
- 地域の植生や生態系、地形に配慮し、周囲の自然環境にとけ込むような色彩、形態意匠とするとともに、緑化の推進により自然を感じさせるような施設整備を図る。

4) ユニバーサルデザインに配慮した景観づくり

- ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行い、快適性や利便性の向上を図る。

5) 地域になじむ景観づくり

- 長期間の使用に耐える素材を用いて、時間の経過と共に周囲の景観に美しく馴染むように配慮し、長く地域に親しまれる施設整備を図る。
- 植栽は、樹木の成長を考慮した樹種を選定する。
- 長期にわたり愛着を感じてもらえるように、シンプルで飽きのこないデザインとなるよう心掛けるとともに、施設ごとの適切な維持管理の仕組みづくりと、持続的な維持管理に努める。

2 適用範囲

適用範囲の考え方

八王子市景観条例第3条第3項では「市は、公共事業を実施する場合には、良好な景観の形成に関し、先導的役割を果たすよう努めなければならない。」と定めています。これを実践していくために本マニュアルでは対象者や対象物、対象地域の適用範囲を設定し、景観法に基づく通知の対象とならない道路や河川、公園等、また通知が必要な建築物や工作物の公共施設を整備していきます。さらに「八王子市景観計画」に定める重点地区及び景観に与える影響が大きい一定規模以上の公共施設整備については景観担当所管と景観適合協議を行い、良好な景観形成を図っていきます。

マニュアルの対象となるもの

本マニュアルの対象

整備内容	検討すべき内容	本マニュアルの 対応ページ
重点地区内の公共施設整備	八王子市がめざす公共施設像と統一的な標準仕様を基に整備について検討する	第2章 八王子市がめざす公共施設像
一定規模以上の公共施設整備		第3章 基本ルール（景観標準仕様）
上記以外の小規模な公共施設整備	統一的な標準仕様を基に整備について検討する	第3章 基本ルール（景観標準仕様）

※外観を変更しない屋内工事や緊急的な補修工事などは対象外となります

【参考:八王子市景観条例に基づく通知が必要な行為と規模（八王子市景観計画届出対象行為一覧 抜粋）】

対象行為	規模	
	一般地域	重点地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○高さ10m以上の建築物 ○10戸以上の集合住宅の建築物 ○延べ床面積が1,000㎡以上の建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ○延べ床面積が10㎡以上の建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げる高さ10m以上の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ○高さが5mを超える擁壁 ○区域面積が1,000㎡以上の墓園その他これに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げる工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・高さが6mを超える煙突 ・高さが10m以上の鉄柱その他これに類するもの ・高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが2mを超える擁壁 (甲州街道沿道地区、中心市街地環境整備地区を除く) ・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ・橋りょうその他これに類するもので、河川等を横断するもの ・墓園その他これに類するもの

※上記以外の対象行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為・木竹の伐採・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更・特定照明）や規模についても「八王子市景観計画」で定めています。

八王子市内において、公共施設の整備に携わる者

- ・八王子市内で公共施設の整備や管理を行う者（行政職員）
- ・公共施設の整備に携わる設計者、施工者

八王子市内において、本マニュアルで対象とする公共施設の事業に携わるすべての者は、このマニュアルに基づき計画・設計等を行うものとします。

まずは、八王子市が自ら整備・管理する公共施設から先導的に成果を出していくべきであることから、以下の通り、本マニュアルによる協議を段階的に進めていくこととします。

第1 STEP

八王子市が行う公共施設整備の協議

- ① 八王子市職員、特に施設整備・管理の担当者
- ② 八王子市の公共施設整備に携わる設計者、施工者（受託者・受注者等）

第2 STEP

国や都などが行う市内の公共施設整備における相談 （将来的に協議を目指す）

- ③ 八王子市内で公共施設整備を行う者
 - ・ 国 （例）国道、浅川（南浅川合流地点から下流）
 - ・ 東京都 （例）都道、上記以外の一級河川、都立公園、都立学校等
 - ・ その他公益法人等

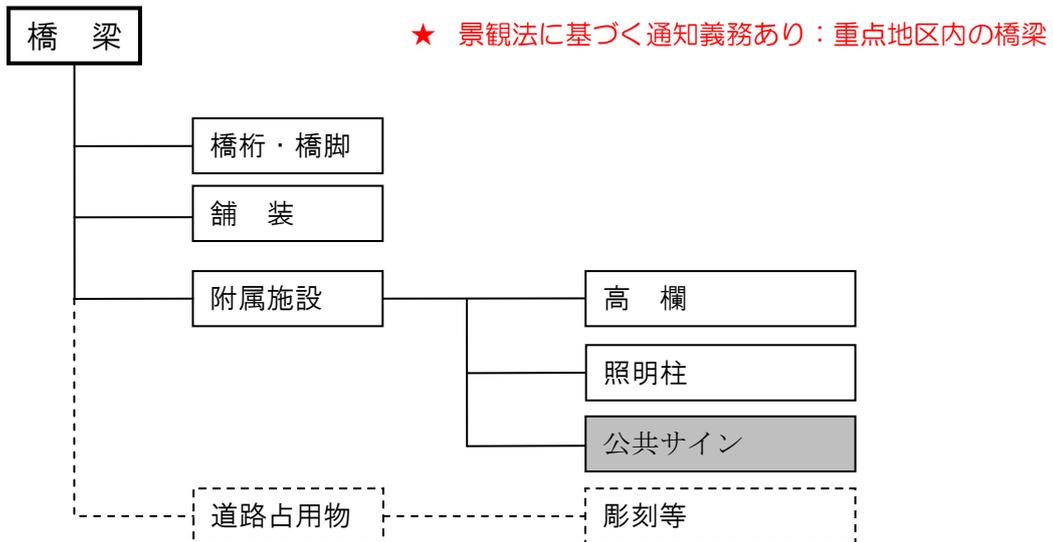
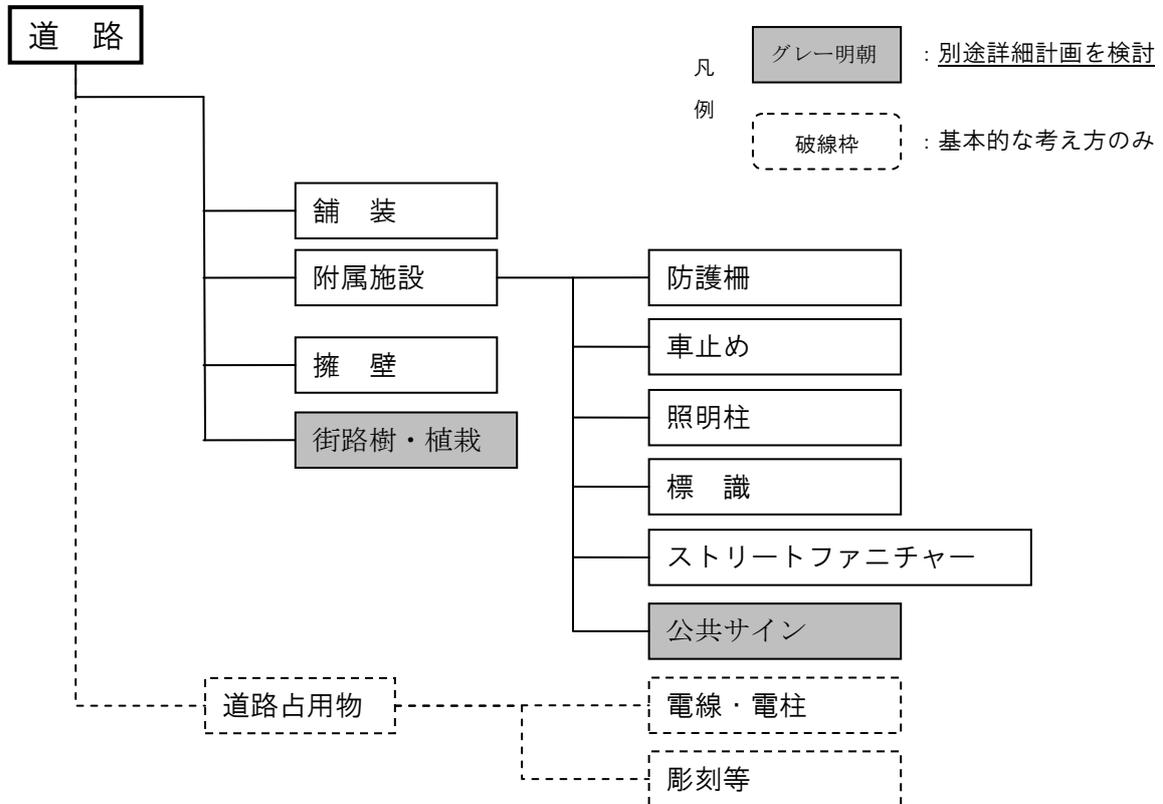
第3 STEP

市内の開発行為の事業者などが行う公共施設整備における相談 （将来的に協議を目指す）

- ④ 開発行為の事業者
※開発許可及び事前協議に際し、本マニュアルへの適合を求める
- ⑤ 占用許可申請者
※占用許可申請に際し、本マニュアルへの適合を求める
（例）水路横断橋、公園の倉庫・掲示板、道路防犯灯、自動販売機

マニュアルを適用する公共施設ごとの範囲

本マニュアルでは、次に示す公共施設を対象とします。なお、グレーの網掛けをした項目については別途詳細計画の策定を検討することとし、占用物件等については基本的な考え方を定めることとします。



河川・水路

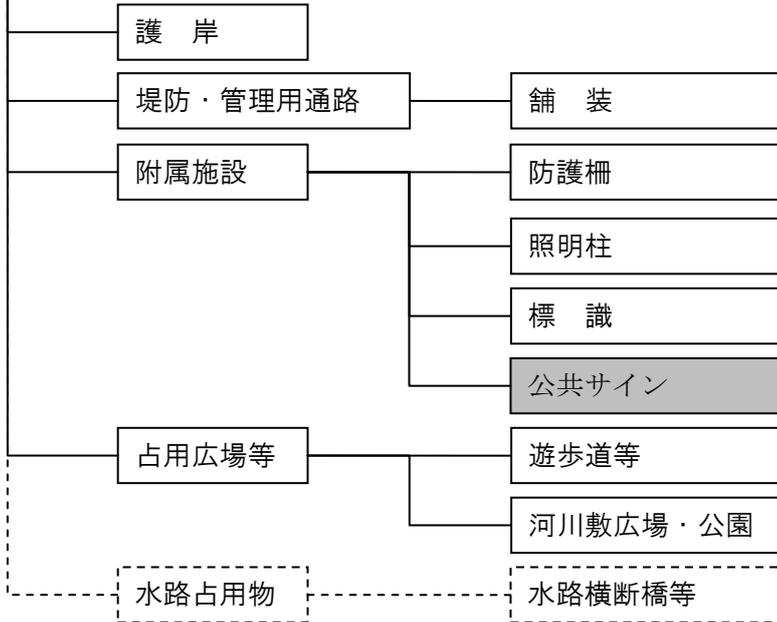
凡
例

グレー明朝

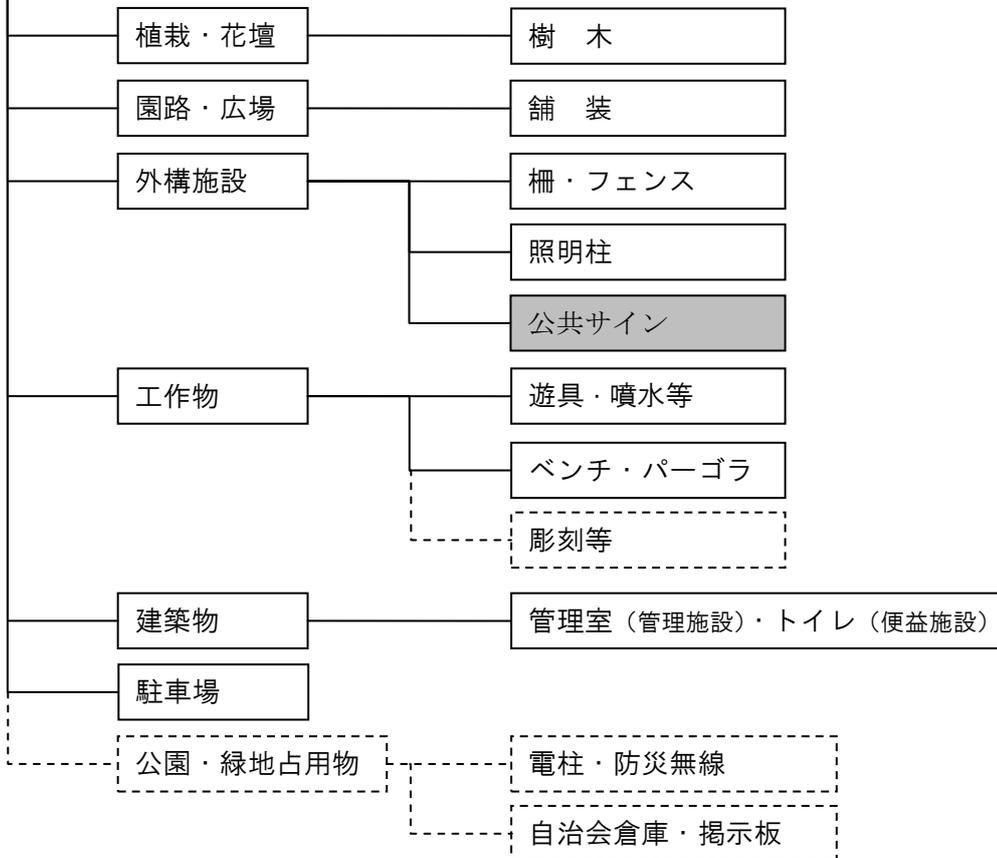
: 別途詳細計画を検討

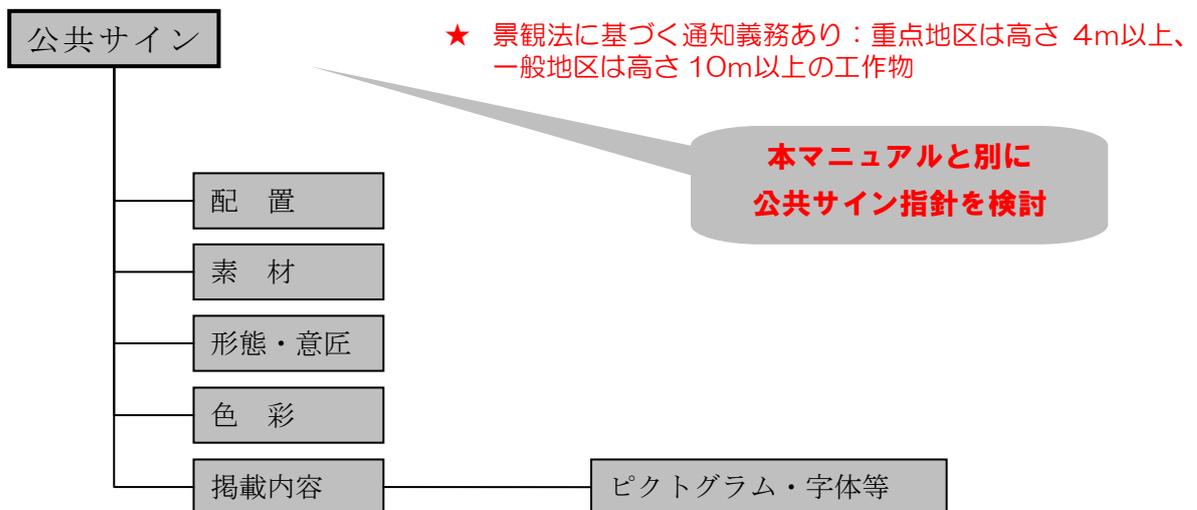
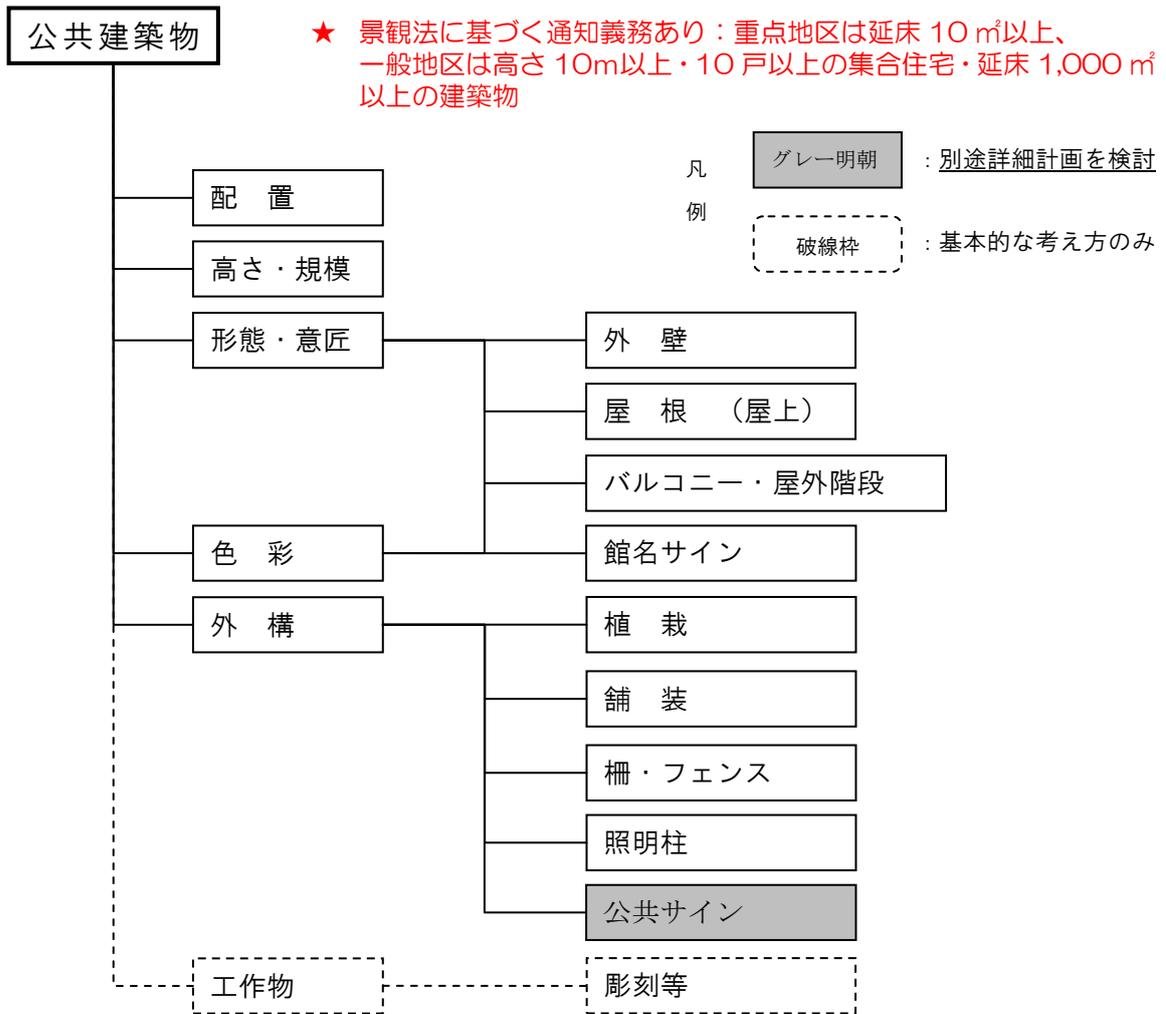
破線枠

: 基本的な考え方のみ



公園・緑地



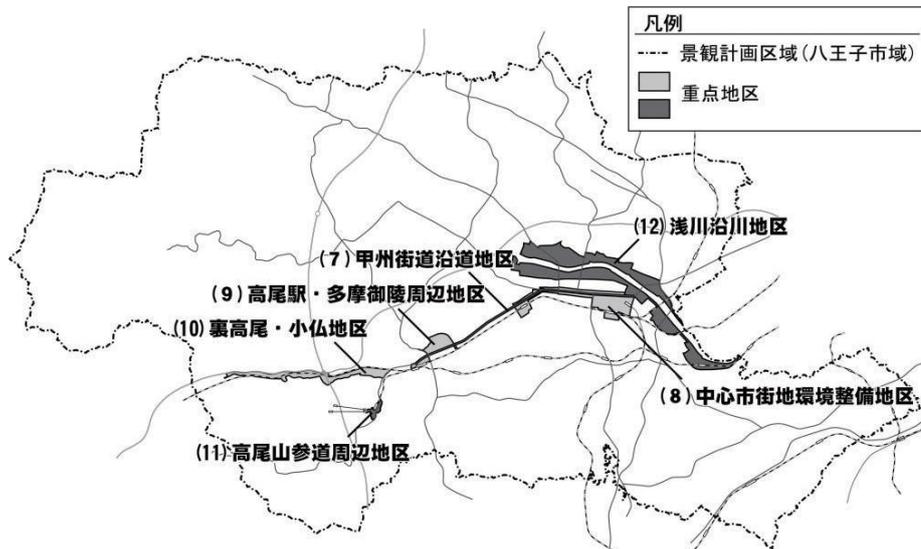
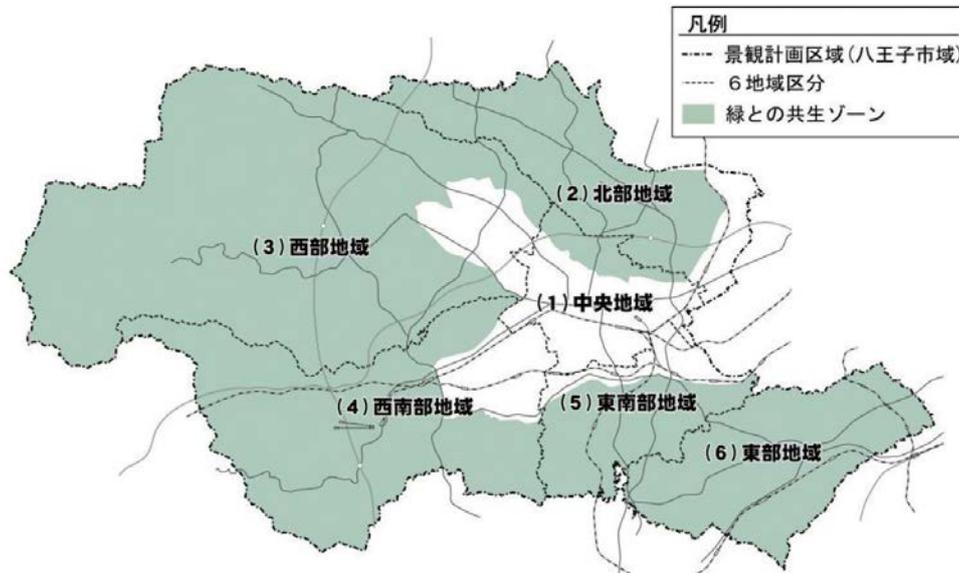


マニュアルを適用する地域について

本マニュアルでは、市内全域を対象としています。八王子市景観計画では市域を6地域に区分するとともに、山並みや丘陵地の緑等との調和を図る区域として「緑との共生ゾーン」を設定し、6地域を「緑との共生ゾーン」の内外に区分しており、その中で重点地区を6か所指定しています。地域・ゾーン・重点地区の区分によって景観形成方針が異なるので、それぞれの方針に沿う景観づくりに努めつつ公共施設整備の検討を行って下さい。

⇒『八王子市景観ガイドライン』P.10～20も参照してください。

地域	ゾーン	地区
全体を6地域に区分	緑との共生ゾーンの設定	重点地区を6か所指定
(1) 中央地域 (2) 北部地域 (3) 西部地域 (4) 西南部地域 (5) 東南部地域 (6) 東部地域	丘陵地（下図凡例参照）	(7) 甲州街道沿道地区 (8) 中心市街地環境整備地区 (9) 高尾駅・多摩御陵周辺地区 (10) 裏高尾・小仏地区 (11) 高尾山参道周辺地区 (12) 浅川沿川地区（水辺区域）

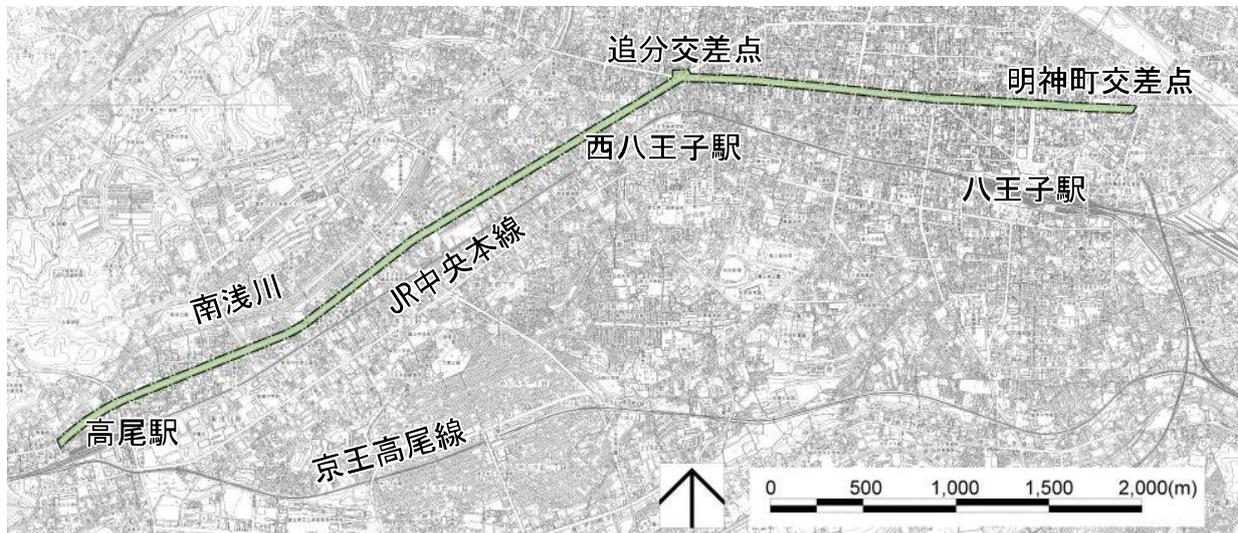


重点地区の範囲

(7) 甲州街道沿道地区

地区面積：約 27.7ha

対象区域：甲州街道（国道 20 号）の明神町交差点から高尾駅前交差点まで
甲州街道の道路境界から 10m の範囲にかかる区域

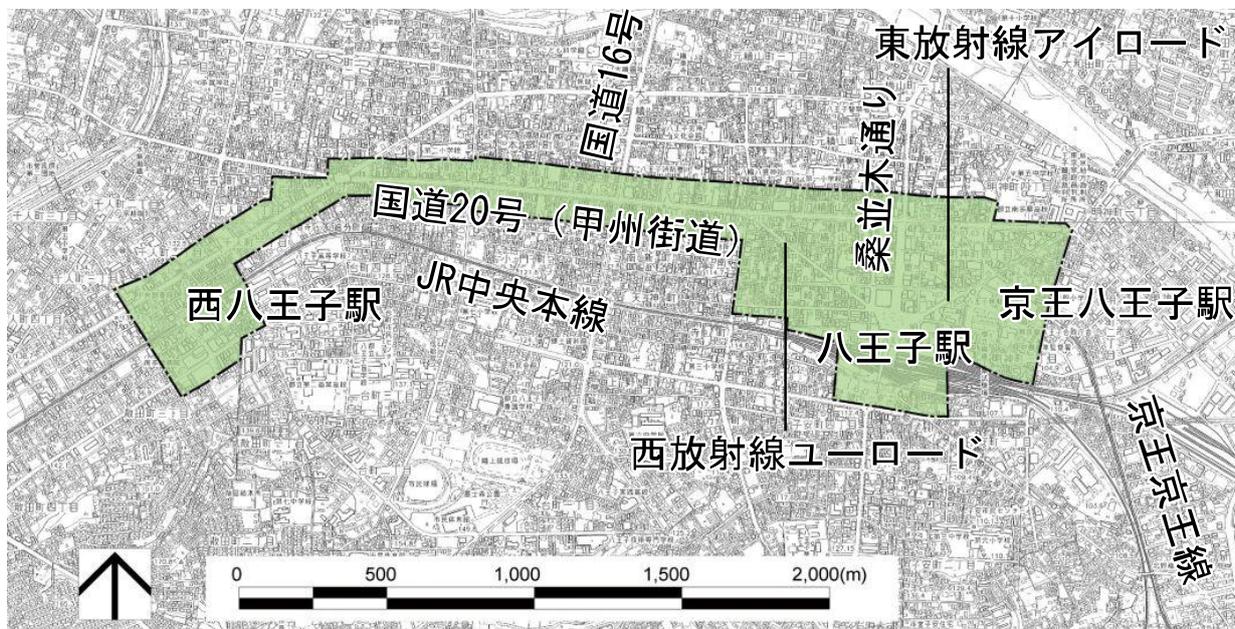


(8) 中心市街地環境整備地区

地区面積：約 108ha

対象区域：JR 八王子駅周辺から西八王子駅周辺を含む区域

※「甲州街道沿道地区」に重複する区域については、地区のまとまりとしての一体感や連続性に配慮するため「甲州街道沿道地区」で定める基準を優先

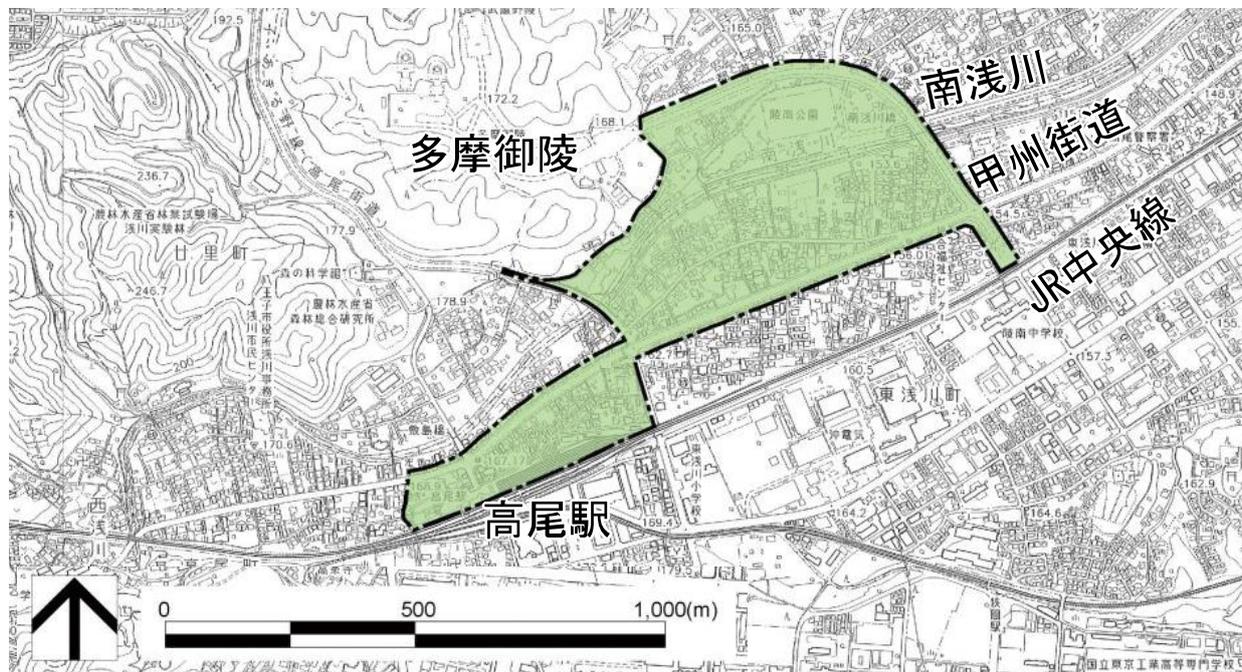


(9) 高尾駅・多摩御陵周辺地区

地区面積：約 36.6ha

対象区域：JR 高尾駅北口から多摩御陵入口の交差点、多摩御陵参道。南浅川、旧甲州街道、甲州街道（国道 20 号）を含む区域

※「甲州街道沿道地区」に重複する区域については、地区のまとまりとしての一体感や連続性に配慮するため「甲州街道沿道地区」で定める基準を優先



(10) 裏高尾・小仏地区

地区面積：約 66.5ha

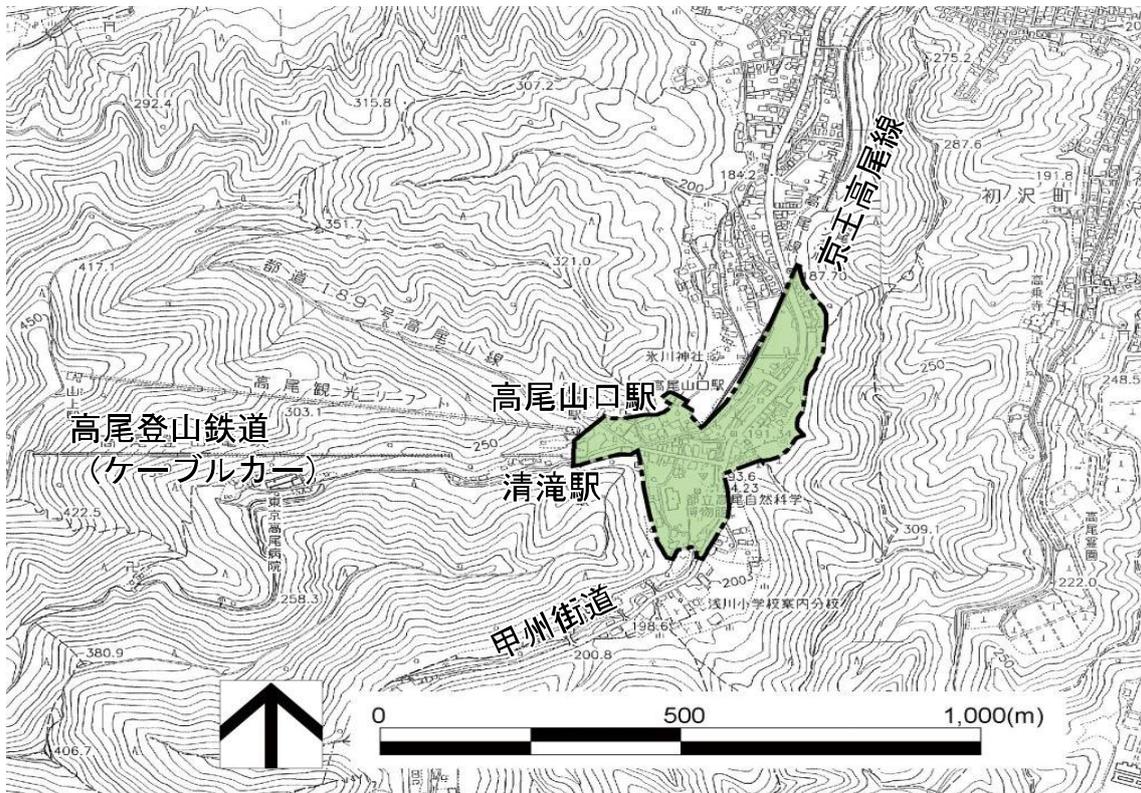
対象区域：裏高尾町内の旧甲州街道の西浅川交差点から小仏峠入口の区間沿道で、中央自動車道と旧甲州街道、南浅川に囲まれた区域



(11) 高尾山参道周辺地区

地区面積：約 8.3ha

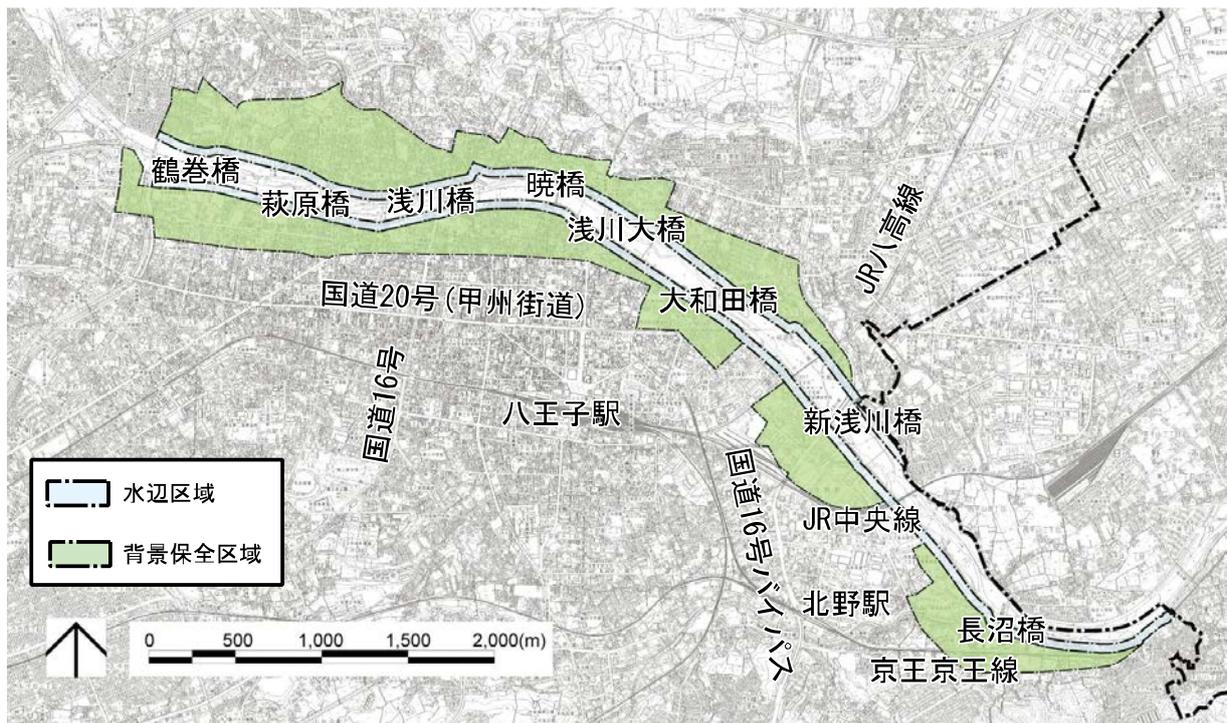
対象区域：京王高尾山口駅周辺から高尾山ケーブルカー清滝駅周辺にかけて、高尾山参道の商業施設の集積する区域や甲州街道（国道 20 号）沿道を含む区域



(12) 浅川沿川地区（水辺区域）

地区面積：約 304.7ha（背景保全区域を含む面積）

対象区域：浅川の南浅川合流地点から下流部の区域で、河川沿いの道路中心から 50m 内に係る敷地（水辺区域：下図水色部分）



3 景観適合協議

次にかかげる①から③の市が行う公共施設の整備においては、景観適合協議を行ってください。
 景観適合協議とは、公共施設事業等の事業所管に対し、事業や工事の内容について、景観担当所管と協議を行う制度です。特に、重要な公共施設については、その企画段階から施工段階に至るまで、専門家の意見を取り入れながら協議を行います。

景観適合協議の対象となる公共施設

①重点地区内のすべての公共施設

- 甲州街道沿道地区
- 中心市街地環境整備地区
- 高尾駅・多摩御陵周辺地区
- 裏高尾・小仏地区
- 高尾山参道周辺地区
- 浅川沿川地区（水辺区域）

（※道路工事については、別紙対象路線とする）

八王子市景観計画に定める重点地区（P.10～12）において、本マニュアルに定める適用範囲（P.6～8）の公共施設の整備を行う場合は、景観適合協議を行ってください。
 （※一部「適用除外」あり）

②重点地区以外の公共施設

施設別	1. 道路	幹線1・2級道路、その他対象路線（別紙）
	2. 都市公園・都市緑地	面積 10,000 m ² 以上
	3. 河川区域内の占用広場・通路	新規・改修工事
	4. 水路	整備幅 2m以上かつ整備延長 10m以上
	5. 公共建築物	八王子市景観条例で定める通知を要する規模
	6. 駅前広場	すべて
	7. 橋梁	橋（一級河川にかかるもの）、歩道橋、ペDESTリアンデッキ、高架橋（1.道路に該当するもの）

上記1～3の施設で、下記工事を行う場合

共通要素別		1.道路	2.都市公園・都市緑地 3.河川区域の占用広場・通路
	● 舗装	すべて	面積 300 m ² 以上
	● フェンス・防護柵類	すべて	延長 10m 以上
	● 鉄柱その他これに類するもの （照明柱、防災無線等）	新設道路 大規模改修道路※注1	高さ 5m 以上
	● 擁壁	高さ 2m 以上	高さ 2m 以上
	● ストリートファニチャー・遊具	すべて	すべて
	● 緑化	—	新規・更新（2.都市公園・都市緑地のみ）※注2
	● その他、重要な公共施設	（任意）	（任意）

※ただし、道路舗装においてアスファルト舗装からアスファルト舗装に改修する場合、景観適合協議は不要

※注1 大規模改修道路とは、路線で計画的に照明柱を更新する道路

※注2 維持管理のための補修工事を除く

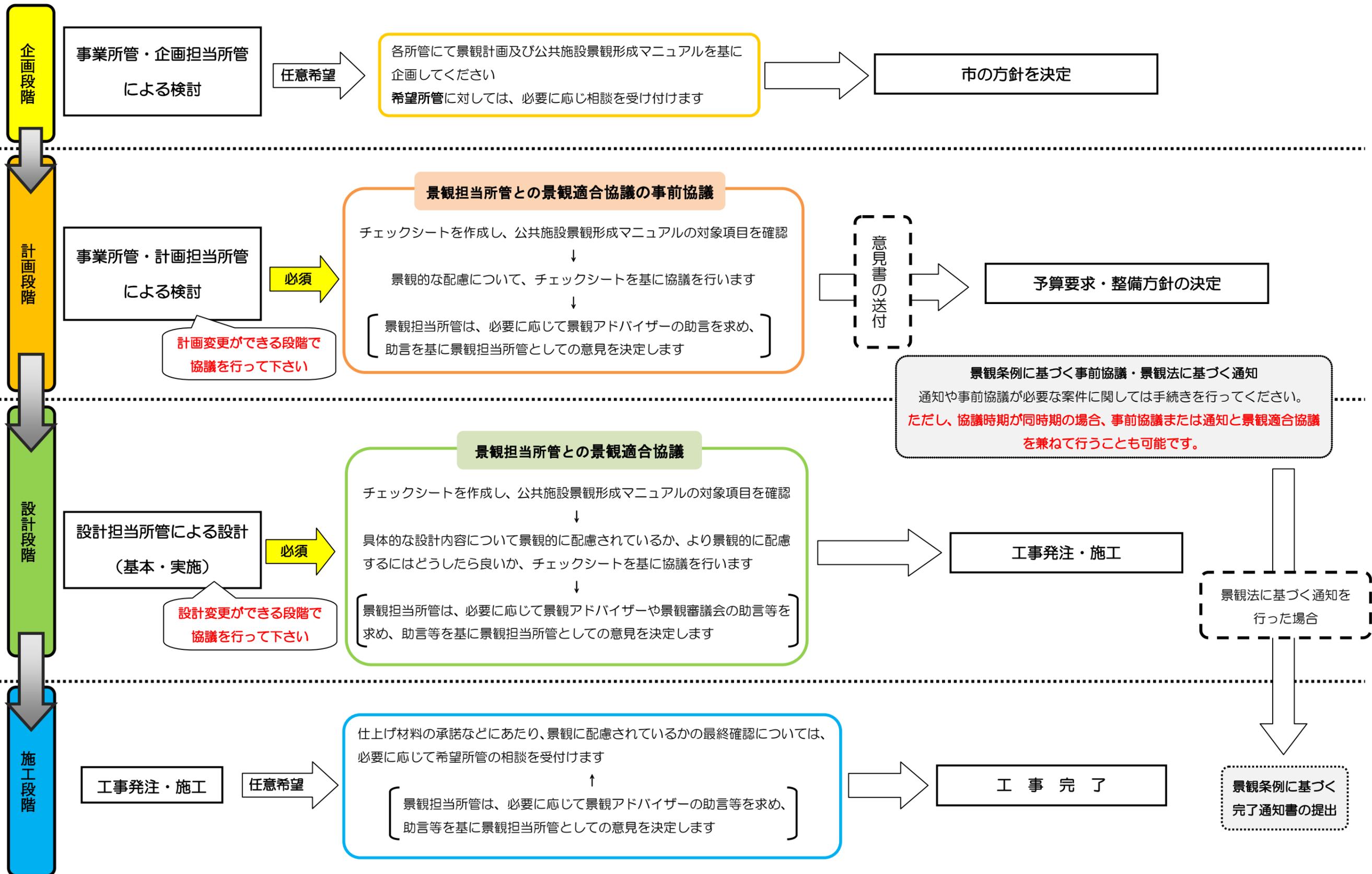
上記①②に該当する公共施設は景観に与える影響が大きいため、整備等を行う場合は、景観適合協議を行ってください。

③ 上記①②以外の公共施設で、「適合協議対象外チェックシート」で非適合になったもの

本マニュアルに定める景観標準仕様を定めたチェックシートにおいて、必須事項が一つでも非適合となった場合は、景観適合協議を行ってください。

※外観を変更しない屋内工事や緊急的な補修工事は適合協議の適用除外とします。

景観適合協議の手続き



4 適用除外

下記に該当する場合は、「景観標準仕様」の適用除外とします。

- (1) マニュアルの施行時点で、既に存在する場合及び工事着手している場合
ただし、マニュアル施行後における改修等の時点から景観標準仕様を適用する

- (2) 緊急的な安全対策等のために実施する工事の場合

- (3) 既設の公共施設のうち、整備当時の開発計画や住民要望等で、本マニュアルの標準仕様に比べて質の高いものを選択した経緯のある公共施設の改修等の場合

第1章では、公共施設景観形成マニュアルの仕組みについてまとめました。

これを前提として、八王子市における公共施設のめざすべきすがたを以下の公共施設ごとに示します。

どの公共施設においても、企画段階から本章に掲げるめざすべきすがたを意識するとともに、第3章で掲げている各施設の基本ルールを十分理解し、豊かな自然と眺望を活かした景観、親水性と眺望を楽しめる水辺景観、地域性を活かした緑豊かな沿道景観など魅力ある都市景観の形成に向けて取り組むよう心掛けてください。

施 設

- 1 道路
- 2 橋梁
- 3 河川・水路
- 4 公園・緑地
- 5 公共建築物
- 6 公共サイン

1. 道路

めざす公共施設像

特徴・性質

- ◆人々の活動を支え、まちの骨格となる重要な公共施設
- ◆それ自体が視対象となるだけでなく、視点場となる

1 地域特性や周辺と調和した魅力ある道路

- ① 駅前や中心市街地では、街の賑わいのある道路空間を創出する。



- インターロッキングブロックを一体的に使用し、通りの賑わいを演出している
(西放射線ユーロード)

- ② 丘陵地の自然や歴史的・文化的特性がある場所では、その地域に馴染む道路空間を創出する。また、シンボルツリー等良好な景観要素がある場合は、その要素の保全に努める。



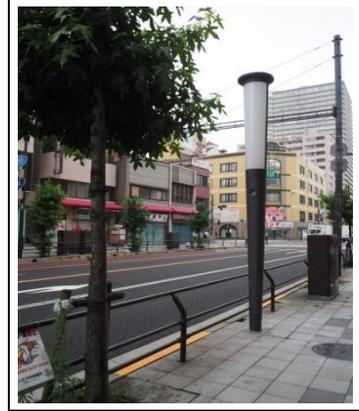
- 自然景観と調和する道路空間を創出している
(高尾山参道)



- アンダーパス建設に伴い、シンボルツリーの桜を移植して保全に努めている
(小門町)

2 連続性や統一感のある道路

- ① 道路の附属施設は、同一の形状にすることで連続性を持たせ、通り毎等で素材・色彩を調和させることで統一感のある道路空間になるよう配慮する。



■ 防護柵と照明柱を落ち着いた色彩とすることで周辺景観と調和させている
(甲州街道 八幡町)

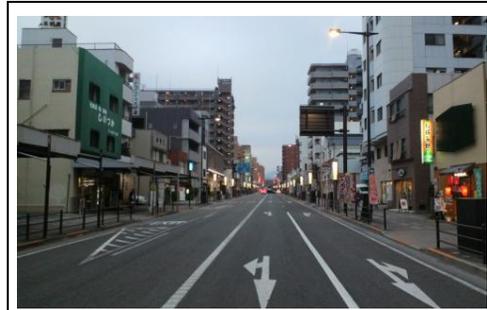
3 すっきりとした快適な道路空間の演出

- ① ユニバーサルデザインに配慮した道路整備を行い、快適性や利便性の向上を図る。



■ 歩車道境界ブロックの形状をスロープ状にし、車いすの走行性や歩行者等に配慮している (清滝駅前)

- ② 地中化を行う計画路線を決定する場合、できる限り幹線道路や観光地内の主要道路では、電線類の地中化を検討する。



■ 電線地中化を行い、すっきりとした道路空間を創出している (甲州街道 八木町)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

2. 橋 梁

めざす公共施設像

道
路

橋
梁

河
川
・
水
路

公
園
・
緑
地

公
共
建
築
物

公
共
サ
イ
ン

特徴・性質

- ◆道路と連続し、河川を横断するアイストップとして重要な役割をもつ
- ◆それ自体が視対象となるだけでなく、遠くを眺望できる視点場となる

1 市民に親しまれる橋梁

- ① 自然景観や市街地景観、歴史的景観等の地域特性に考慮し、橋梁本体の素材・形態意匠や色彩を周囲の景観に馴染むよう配慮する。



■地域特性を考慮して、木の橋梁にすることで自然景観に馴染んでいる
(東釜の沢橋 上川町)

- ② 水辺からの眺めや歩行者の見上げる視線を考慮し、周辺景観との調和に配慮する。



■多摩御陵参道の橋であるため、威厳のある形式と周辺の自然との調和を考慮したデザインが施されている(南浅川橋 東浅川町)

- ③ 橋の周辺には可能な限り、まちなかに潤いと憩いの場を創出するよう配慮する。



■橋付近に小広場を設けることによって憩いの場を創出している(長池見附橋 別所)

2 連続性や統一感のある橋梁

- ① 附属施設の高欄は、同一の形状にすることで連続性を持たせる。照明柱などは高欄と調和した素材・色彩にすることで、統一感のある橋梁空間になるよう配慮する。また、前後道路との連続性にも配慮する。



■照明柱と防護柵の色彩を調和させていることで統一感のある橋梁空間になるよう配慮している
(古道橋 東浅川町)

3 水辺や山並みの眺めを楽しめる橋梁

- ① 高欄は、安全性を考慮した上で、河川への見通しを阻害しない、視線を遮らないようなデザインとするよう配慮する。



■縦の細い柵で河川への見通しを阻害しないデザインとしている
(瀧乃澤蛭橋 上恩方町)

- ② 河川、山並み等の自然景観を眺望できる橋梁では、できる限り視点場を確保するよう配慮する。



■川口川を眺めることが出来る視点場を確保している(清水公園橋 犬目町)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

3. 河川・水路

めざす公共施設像

特徴・性質

- ◆治水・利水の面から生活、文化、産業に大きな影響を及ぼす
- ◆河川環境は、昆虫や小動物等の多様な生物の生息の場として貴重な空間
- ◆自然の地形を基盤として形成され、それ自体が自然的な景観要素になっている

1 人々の暮らしや文化などの周辺環境と調和し、母なる川を主役にする

① 河川がまちの主役となるような開放的で潤いのある景観をつくる。



■自然豊かで潤いのある河川（北浅川）

② 地域固有の歴史・文化的背景、景観資源、眺望、祭事などを活かし、市民に愛される周辺環境を大切にする。ただし、具象的なデザインや華美な装飾は行わない。



■美しい桜並木を活かした市民に親しまれる河川（南浅川）

2 生きものの生息の場となり得る川づくりを通して、生態系に配慮した自然環境を保全し、有機的な景観をつくる

① 石積や多孔質なものなど、水路の表面を自然で有機的にし、多様な生き物の生息環境を保全・創出する。



■民地の玉石護岸の擁壁と調和させ、有機的な水路としている（叶谷町の水路）

② 緑化された多自然型護岸として、自然環境の育成を図る。



■自然環境に配慮し、多自然型護岸としている（北浅川）

③ 柵や水路横断橋などの付帯施設は、時間の経過と共に周囲の景観に美しく馴染む自然石や木材、金属などの自然素材の選定に努める。機能上人工的な材料とする場合は、色彩に配慮する。



■柵等をダークブラウンで統一している（上柚木の水路）

3 河川の自然地形や多様性を活かして、親水性の高い空間をつくる

① 水辺に親しみやすい親水護岸とする。特に、遊歩道（低水護岸）、斜路・階段、河川敷広場等により潤いのある景観を創る。

※ 治水や利水また安全上の支障がないことを前提とする。



■階段状親水護岸や河川敷広場を設け水辺に親しみやすいよう配慮している（浅川）

② 河川管理用の通路は、水辺に親しめる遊歩道空間として活用する。



■水辺に親しめるよう配慮した河川（谷地川）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

③ 水・みどり・空・山並み・橋などの眺望を活かし、人々の憩いの場をつくる。



■豊かな自然と陣馬山への山並みが眺望できる橋梁（北浅川）

河川整備にあたっての参考資料

◇河川分野では、河川整備計画をはじめとして景観に配慮した計画が策定されているため、これらと連携を図っていきます。特に、一級河川は国や都の管理となることから、上位計画との連携が欠かせません。

八王子市内の河川・水路	
一級河川	<p>国と都が管理する一級河川（二級河川はなし）</p> <p>国：多摩川…右岸に滝山丘陵の斜面が迫り、川の流れと緑が調和 浅川（南浅川合流地点から下流）…市域中央を東西に流れ、山地・丘陵地と市街地とを結ぶ骨格。</p> <p>都：秋川、案内川、大栗川、大沢川、大田川、小津川、川口川、御霊谷川、城山川、醍醐川、兵衛川、南浅川、谷地川、山入川、山田川、湯殿川 浅川（南浅川合流地点から上流）</p>
普通河川	<p>八王子市が管理する水路</p> <p>河川法等の特別法に基づいて管理されている河川（法定河川）以外のもの。</p>

『「河川景観の形成と保全の考え方」参考資料』平成18年10月 国土交通省 河川局

「多自然川づくり」

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいう。

平成18年策定 国土交通省「多自然川づくり基本指針」より

「八王子市の川づくりの考え方」

「多自然川づくり基本指針」に基づき、人々の暮らしや文化と調和し、生きものの良好な棲みかとなる川づくりをめざしていく。平成22年3月策定 「八王子市水循環計画」より

湧水ネックレス構想

八王子市湧水ネックレス構想にある8か所の水辺では、良好な親水空間が形成されており、八王子に欠かせない魅力のひとつです。

4. 公園・緑地

めざす公共施設像

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

特徴・性質

- ◆まちに潤いをあたえる市民の憩いの場
- ◆地域性や用途、規模により性質が異なり、多様性がある

1 季節感を演出する緑豊かな環境をつくる

- ① 植栽は、丘陵地の植生や周辺のまち並みとの調和に配慮するとともに、花や紅葉など、一年を通じて変化が楽しめる樹種を選択し、四季を感じられる環境を演出する。



■季節感を感じさせる樹種を選択している
(長沼公園)

- ② みどりや水辺の連続的なネットワークを形成するよう、特に接道部における緑化や周辺環境とのつながりに配慮する。



■湧水池の周辺にも緑化を行っている
(横川弁天池公園)

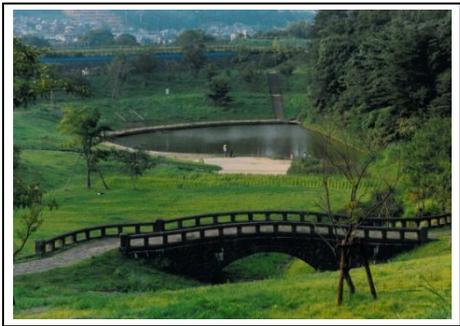
- ③ 樹木の生長にあわせ、成木になったときの樹高や樹形による公園・緑地内外からの景観を想定して、樹種選定および配置に配慮する。



■成木になったときの樹高・樹形に配慮している
(長池公園)

2 地域特性や周辺環境と調和する親しみやすい雰囲気をつくる

① 地域固有の歴史・文化的背景、景観資源、眺望、祭事などを活かし、個性豊かな親しみやすい空間をつくる。ただし、具象的なデザインや華美な装飾は行わない。



■里山の風景を再現した公園（栃谷戸公園）

② 市街地では、周辺の施設等と調和するとともに、潤いを与え開放感を演出し、市民の憩いの場をつくる。



■周辺施設と調和するような色彩を用いて市街地に憩いの空間を創出している公園（船森公園）

③ 自然豊かな地域では、緑の資源を守り、自然景観に馴染むよう配慮する。



■池や周囲の緑を保全し、自然景観に馴染む色彩を用いた柵類を設けている（長池公園）

3 多様性を重視し、地域特性や用途、規模などにふさわしい設えにする

① 散策、レクリエーション、災害時の避難、スポーツ等といった多様な目的に使用されることから、それぞれの用途や規模に相応しい設えとする。



■周辺に植栽し、多様な目的で使用されているスケートパーク（戸吹スポーツ公園）

4 施設等の素材、形態、意匠は、周辺環境と調和させ快適な空間をつくる

- ① 自然そのものを楽しめるよう、施設には時間の経過と共に周囲の景観に美しく馴染む自然石や木材、金属などの自然素材の選定に努める。機能上人工的な材料とする場合は、色彩に配慮する。

※ ユニバーサルデザイン(バリアフリー経路等)上、また安全上の支障のない範囲とする。



■公園内の自然に配慮した自然木道
(小宮公園)

- ② 立地する公園・緑地の周辺の景観特性に応じた素材や色彩を選ぶ。ただし、具象的なデザインや華やかな装飾は行わない。



■自然の色彩に倣い塗装した遊具を設置している(東平岡公園)

- ③ 駐車場など広範囲で舗装する場合は、場内に緑陰をつくったり、余地に芝などの地被類を植栽したりするなど、緑化を工夫し修景を図る。



■駐車スペース内を緑化し修景を図る
(長池公園)

- ④ 建築物などの施設をつくる場合は、圧迫感を与えないように工夫する。



■圧迫感を与えないよう色彩等を工夫している公衆トイレ(陵南公園)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

道路
橋梁
河川・水路
公園・緑地
公共建築物
公共サイン

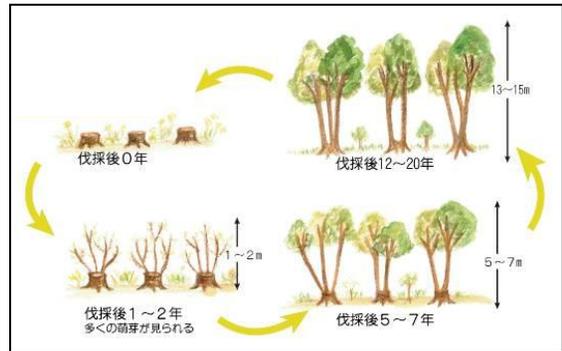
5 樹木等の成長等を通じて「公園を育てていく」よう意識して維持管理を行う

① 公園は、はじめから完成するものではなく、アドプト制度や手づくり公園事業などを活用し市民協働で整備や維持管理を行い、育てていく。



■市民協働の「手づくり公園事業」によりつくられた公園（小田野中央公園）

② 古い緑地では、萌芽更新などの手法を用い植生に配慮した生長管理とする。



■萌芽更新のサイクル（出典：環境省 HP）
http://www.env.go.jp/nature/satoyama/tebiki/02-02_03tebiki.pdf

5. 公共建築物

めざす公共施設像

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

特徴・性質

- ◆地域の景観を構成する重要な要素であり、まちの骨格となる重要な要素
- ◆地域特性や自然環境を活かし、周辺の景観との調和に配慮しながら民間建築物の手本となり、景観を先導する役割を担う

1 地域の歴史的特徴の継承

①歴史的な景観資源の周囲では、その資源が引き立つよう、配置、規模、形態・意匠を工夫する。



■周辺の景観に合わせた形態・意匠としている（高尾599ミュージアム）

2 自然環境との調和への配慮

①周辺の山並み・丘陵地の緑・市街地等への眺望を損なわないよう、配置、規模、形態・意匠を工夫する。



■丘陵地の眺望を阻害しないよう配慮された規模としている（道の駅 八王子滝山）

②水辺に面する場所においては、開放感に配慮した配置、規模、形態・意匠となるよう工夫する。



■浅川の開放感に配慮した形態・意匠としている（八王子市役所）

道 路
橋 梁
河 川 ・ 水 路
公 園 ・ 緑 地
公 共 建 築 物
公 共 サ イ ン

3 通りに対する表情・演出

- ①建築物の分節化や、開口部や駐車場等の配置の工夫等により、通りに対する表情づくりや演出を心がける。
- ②道路沿いの緑化や、歩行者空間としても利用できる空地の提供等の工夫を行う。
- ③道路沿いの壁面は、分節化や表面の緑化、仕上げの工夫等により、歩行者に圧迫感を与えないよう配慮する。



■前面道路に対して圧迫感を与えないよう通り沿いに緑化を行い配慮している
(コニカミノルタ サイエンスドーム)

4 まち並みに賑わいや親しみをもたらす配慮

- ①地域で多く用いられている素材・色彩の使用や、建築物群で構成されるスカイラインや壁面の位置、高さや規模・形態等を協調する等により、親しみが感じられるまち並みを形成する。



■建物のスカイラインを協調したまち並みが形成されている (高尾山参道)

- ②シンボルツリーの配置や壁面後退部の植栽等により、市民の憩いの場となる豊かな外構空間となるように配慮する。



■植栽を配置して緑豊かな外観を演出している
(いちょうホール)

③設備類や工作物等が建築物の形態・意匠を損ねないように、修景を工夫する。



■屋上にある設備等に配慮し、パラペットを立ち上げ、建築物の形態・意匠を損なわないようしている（八王子市役所）

④建築物に設置される屋外広告物は、まち並みとして一体感が得られるよう、建築物と調和した質の高いデザインとなるよう工夫する。



■建築物の外壁色と調和した切文字の屋外広告物としている（サザンスカイタワー八王子）

5 現在のまち並みの特徴を活かした色彩

①建築物の色彩は、穏やかな色彩景観を継承し、暖色系色相の中・低彩度色を中心とした色彩を用いる。

②地域で多く用いられている色彩を建築物の外壁色として用いる。



■暖色系の外壁色を中心とした風情のある外観としている（高尾599ミュージアム）

道路

橋梁

河川・水路

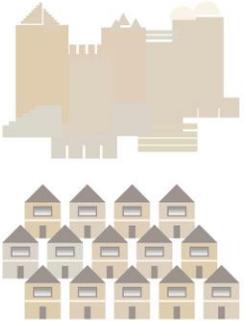
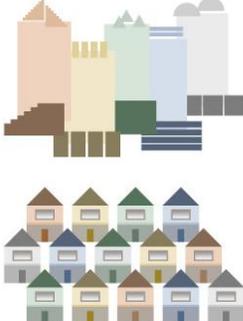
公園・緑地

公共建築物

公共サイン

6 隣接する色彩との連続性に配慮した色彩

①建築物の色彩は、隣接する建築物等の色彩に対して、色相を揃えることや、明度や彩度に共通性をもたせる等の工夫により、まち並みの連続性に配慮する。

よく似た色でそろえる配色	色相(いろあい)をそろえる配色	トーン(色の強さ)をそろえる配色
		
<ul style="list-style-type: none"> ・統一感が得やすく、落ち着いた景観にまとめることができます。 ・同じような色彩でそろえすぎると単調で不自然な景観になる場合もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の建築物の多くは、暖色系（黄赤系、黄系など）が基調となっており、暖色系色相でまち並みをそろえると、暖かみのある景観にまとめることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色のトーン（色調）をそろえ、色相に変化をつける配色です。 ・穏やかなトーンでそろえると、全体として落ち着いた統一感が感じられます。

■八王子市景観ガイドラインより抜粋（p.43）

※多様な色彩が混在して不調和な印象を与えないよう、類似した色相の濃淡でまとめることや、必要以上に多くの色彩を用いないようにする等の工夫を行う。

7 市街地に近接する緑や地域の景観資源の存在感を際立たせる色彩

①山地や丘陵地に立地する建築物等や公園、緑地、丘陵地等に隣接する建築物等では、周辺の緑が一層映えるようにより穏やかな色彩を用いる。

②景観資源を際立たせるため、それらの色彩よりも穏やかな色彩を用いることや、雰囲気を合わせる等の工夫を行う。



■丘陵地の緑が映えるよう、規模や色彩に配慮した建築物（道の駅 八王子滝山）

8 圧迫感や違和感を軽減する親しみやすい色彩

①大規模な建築物等の色彩は、周囲の景観に違和感なく溶け込む色彩を用いる。



②外壁面は、色彩による分節化を行う等により、圧迫感を軽減するような工夫を行う。



■中野市営住宅 色彩計画図

6. 公共サイン

めざす公共施設像

「(仮称) 公共サイン指針」

公共サインについては、本マニュアルにおいては基本的な方針のみを定義づけることとし、設置基準や表記基準、デザインの統一を図るため、「(仮称) 公共サイン指針」にて、別途詳細を定めることとします。

- 対象サイン : 案内サイン・誘導サイン・説明サイン・規制サイン・位置サイン
- 計画内容 : 整備基準、サインシステム(配置基準)、デザイン基準、構造基準、フォント、色彩、ピクトグラム、言語、維持管理

特徴・性質

- ◆移動上、また施設利用上に必要な情報を提供する媒体
- ◆施設の主要な出入口や分岐点など、視認性の高い場所に配置される
- ◆利用しやすさに大きな影響を与える

1 地域特性や周辺環境と調和した公共サインの整備

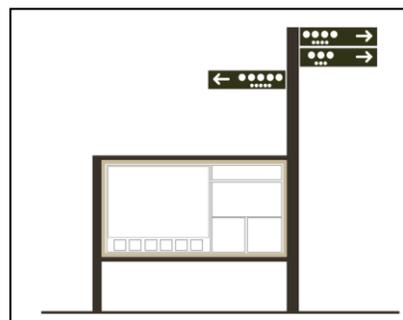
- ① 地域固有の歴史・文化的背景、景観資源などを活かし、市民に愛される周辺環境を大切にする。ただし、具象的なデザインや華美な装飾、高彩度の色彩等は使用しない。



■集約化され景観に馴染むシンプルな案内板を設置している(片倉城跡公園)

2 サインの集約化の促進

- ① 他の要素と統合・共架することにより、可能な限り集約化を図る。乱立により景観を阻害する看板等は撤去する。



■案内・誘導サインの集約化を図る

3 利用者の視点に立ったわかりやすい公共サインの整備

- ① 同一路線、駅前広場、施設などの影響範囲内においては、サインの形態・意匠、高さや色彩等を統一する。



■高さ及び色彩を統一したデザインの誘導サイン（JR八王子駅北口）

- ② 見やすさとわかりやすさに配慮し、多色使用やイラストの過剰な使用を避ける。



■見やすさに配慮し多色使用をしていない案内サイン（JR八王子駅北口）

4 ユニバーサルデザインへの実践

- ① ユニバーサルデザインにも配慮した計画とする。

※ ピクトグラムは、JIS規格を原則とする。



■わかりやすいピクトグラムを使用した案内サイン（JR八王子駅北口 旭町）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

公共サイン

第3章 基本ルール（景観標準仕様）

第2章では、八王子市の公共施設がめざすべきすがたをまとめました。

第3章では、都市をかたちづくる要素のうちよく使われるものについては、統一的な「景観標準仕様」として定めています。「景観標準仕様」の中で示す具体的な基準は最低限の基準となり、この基準通りに行えばいいというわけでなく、第2章にかかげた事項や周辺のまち並みの特性等を読み取り、より良い都市景観の形成に努めて下さい。

第1章の3に定める「景観適合協議」に該当しない公共施設については、「事前協議・適合協議対象外チェックシート」と照らし合わせ、「景観標準仕様」に適合させるようにしてください。

なお、「事前協議・適合協議対象外チェックシート」において「非適合」となる場合は、景観担当所管との景観適合協議を行ってください。

1. 道路

基本ルール

第2章めざす公共施設像20ページからの「道路」に掲げた項目を十分に理解した上で、計画を進めて下さい。

めざす公共施設像 「道路」キーワード

- ①地域特性や周辺と調和した魅力ある道路
- ②連続性や統一感のある道路
- ③すっきりとした快適な道路空間の演出

舗装

- ① アスファルト舗装を標準とし、地域性や連続性を考慮して仕様を決定する。



■地域性や連続性に配慮し、車道はアスファルト舗装としている。
(南大通り 台町)



■地域性や維持管理の面を考慮して、半たわみ性舗装を石畳風に行っている
(清滝駅前)

- ② 着色する、もしくは着色された材料を使用する場合は、【表-1】による暖色系もしくは無彩色から選定する。



■交差点部を暖色系のインターロッキング舗装にし、周辺住宅街の景観に配慮しつつ緩やかな注意喚起を促している
(七国)

表-1 舗装の色彩基準 (マンセル値表記)

	色相	明度	彩度
舗装基本色	5.0R~5.0Y	2.0 以上 7.0 以下	4.0 以下
	N	2.0 以上 7.0 以下	—

③ インターロッキングブロックなどにより路面に柄・パターンを設ける場合は、色相の近い2～3色程度を選定し、モザイク状もしくは幾何学の単純な配列とする。



■ 2色の平板舗装を用いて、過度な装飾は避けた落ち着いた歩道を演出している（南大通り 台町）

④ 交差点（赤）・スクールゾーン（緑）・自転車通行帯（青）等、注意喚起のため色彩が定められた舗装を行う場合は、安全性を確保できる範囲で、できる限り低彩度の色彩の選定を検討する。



附属施設

防護柵・車止め

① シンプルな形状とし、必要最低限の設置とする。

※ 必ずしも防護柵としての機能が求められていない場所には設置しない。（植樹帯との2重設置等）



■ 植樹帯で歩車道を分離し、防護柵の役割を果たしている（元本郷町）

② 色彩は、【表-2】に適合させる。



■防護柵や車止めの色彩を落ち着いた色彩とし、周囲の景観に馴染む工夫をしている
(南大通り 台町)

表-2 防護柵の推奨色とその標準マンセル値

推奨色	標準マンセル値
ダークブラウン (こげ茶)	10Y R2.0/1.0 程度
グレーベージュ (薄灰茶色)	10Y R6.0/1.0 程度
ダークグレー (濃灰色)	10Y R3.0/0.5 程度

(国土交通省「景観に配慮した防護柵のガイドライン」参考)

③ 重点地区においては、周辺との連続性に配慮するとともに、原則【表-3】の推奨色に適合させる。

表-3 重点地区の推奨色

重点地区	推奨色		
	ガードパイプ・照明柱等		ガードレール
1.甲州街道沿道地区	ダークブラウン	ダークグレー	ダークブラウン
2.中心市街地環境整備地区	グレーベージュ	ダークグレー	グレーベージュ
3.高尾駅・多摩御陵周辺地区	ダークブラウン	ダークグレー	グレーベージュ
4.裏高尾・小仏地区	ダークブラウン	ダークグレー	グレーベージュ
5.高尾山参道周辺地区	ダークブラウン	ダークグレー	グレーベージュ
6.浅川沿川地区	ダークブラウン	グレーベージュ	グレーベージュ

照明柱

- ① 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、シンプルで連続性に配慮した同一形状のものとする。



■シンプルな形状の照明柱（散田町）

- ② 色彩は、防護柵など他の附属施設と調和させ、原則【表-2】に適合させる。
※ 耐久性への考慮や経年変化（注1）での色彩変化による効果も考慮し、亜鉛メッキも使用可能とする。
- ③ 重点地区においては、周辺との連続性に配慮するとともに、原則【表-3】の推奨色に適合させる。



■防護柵の色彩をダークブラウンとし、周囲の景観に馴染むよう工夫している（鎌水）

注1 亜鉛メッキは経年変化により低明度化しダークグレー色となるため、結果として景観調和した色彩になる。（国土交通省とちぎ国道景観マスタープラン参考）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

標識

- ① 他の附属施設と近接する場合は、他の附属施設と共架し、可能な限り集約する。



■信号柱に標識を共架し、構造物の林立しないよう工夫している（甲州街道 八日町）

- ② 色彩は、可能な場所では防護柵など他の附属施設と調和させる。
- ③ 重点地区や、景観上重要性の高い建造物の周辺、重要な自然地周辺など、安全上支障がなく必要な箇所においては、【表-3】の推奨色に適合させる。

※交通標識の支柱等の色彩については、視認性が損なわれず、安全性を確保できる場合において、③についてできる限り配慮する。



ストリートファニチャー

- ① 地域性や必要性をふまえて計画する。
- ② 適切な規模、数量や配置とする。

ベンチ、花壇
駐輪ラック
電話ボックス
バス停 など



■街路樹の廻りに花壇を設けて、商店街にぎわいを持たせている(みずき通り)

公共サイン

- ① 可能な限り集約し、形状の異なるサインや重複する内容のサインが乱立しないよう配慮する。



■案内サインを集約化しているとともに、ブラウン系の色彩にすることで周辺景観と調和させている(東浅川町)



■支柱の色彩をダークブラウンとしている(桑並木通り)

- ② 形状は、できる限り単純な幾何学とする。
- ③ 支柱や枠の色彩は、低彩度の色彩を選定し、周辺附属施設との調和に配慮する。
- ④ 表示面は、なるべく色彩を多用せず、視認しやすい文字の大きさや字体に配慮する。



■ペDESTリアンデッキのステンレス製防護柵に調和した金属製の案内サイン（JR八王子駅北口）

擁壁

- ① コンクリート擁壁を設置する場合は、単調で圧迫感のある構造物とならないよう、できる限り、仕上げ面を化粧仕上げ等で圧迫感を軽減する。



■擁壁面を化粧仕上げとして、圧迫感を軽減させている（散田町）

街路樹・植栽

- ① 歩道幅員、交通量、地域性などをふまえ適切な樹種を選定する。
- ② 維持管理においては、季節等を考慮した上で、できる限り樹形が著しく変わるような強剪定は行わず、樹高や葉張りをそろえ統一感のある剪定を行う。



■均一に剪定されたいちょう並木が通りの潤いを創出している（甲州街道）

道路占用物

電柱・電線など

- ① 電柱は、可能な限り片側に寄せるなど、集約する。
- ② 電線は、可能な限り道路横断を少なくするなど、集約する。



■新規に供用開始した都市計画道路では電柱を片側に寄せている（散田町）

- ③ 電線類共同溝化を行う場合、可能な場所においては、地上機の色彩について防護柵など他の附属施設と調和させる。
- ④ 重点地区においては、地上機等の色彩について周辺との連続性に配慮するとともに、できる限り【表-3】の推奨色に適合させる。



■地上機・防護柵等の色彩を統一して、連続性に配慮している（甲州街道 八幡町）



道路 基本ルール
【表-3】(p.42)

彫刻等

- ① 彫刻の美観を保つため、適切な設置・維持管理を行う。彫刻だけでなく、作品の鑑賞上必要と見なされる空間についても保全する。

彫刻の移設、周辺の改修等について
彫刻の移設、周辺の改修等の際には、所管課・必要に応じ彫刻アドバイザーから意見を聴取した上で実施すること。

その他（維持管理への配慮）

- ① 補修や改修にあたってはできる限り同じ材料で復旧する。
- ② 新設や全面改修等の際は、将来の改修等も見据えた材料選定を行う。

2. 橋 梁

基本ルール

第2章めざす公共施設像22ページからの「橋梁」に掲げた項目を十分に理解した上で、計画を進めて下さい。

めざす公共施設像 「橋梁」キーワード

- ①市民に親しまれる橋梁
- ②連続性や統一感のある橋梁
- ③水辺や山並みの眺めを楽しめる橋梁

橋 桁・橋 脚

- ① 地域性を考慮しつつ、過剰な装飾をせず、落ち着いたデザインとする。
- ② 色彩は、落ち着いた色彩にするとともに、低彩度の色彩にする。



■桁側面をシンプルな形態にすることで、周辺景観と馴染んでいる（日向橋 滝山町）

舗 装

- ① 原則として、道路の基本ルールに準じるものとする。
- ② 舗装の素材や色彩は前後の道路舗装と同じにするなど、連続性に配慮する。



道路 基本ルール
【表-1】(p.40)



■道路・橋梁と舗装の素材や色彩を合わせ連続性に配慮させている
(長池見附橋 別所)

道
路

橋
梁

河
川
・
水
路

公
園
・
緑
地

公
共
建
築
物

附属施設

高欄

- ① 転落防止の安全性を確保した上で、河川景観と調和するシンプルな形態意匠として、河川への眺めを阻害しないよう配慮する。
- ② 色彩は、防護柵など他の附属施設と調和させ、できる限り道路の【表-2】に適合させる。
- ③ 重点地区や、景観上重要性の高い建造物の周辺、重要な自然地周辺などでは、安全上支障がない場合は、木・石・鉄などの自然素材や、【表-3】の推奨色に適合させる。



■ シンプルな形態意匠とし、落ち着いた色彩を用いて周囲景観と調和させている
(日向橋 滝山町)



道路 基本ルール
【表-2・3】(p.42)

照明柱・公共サイン等

- ① 原則として、道路の基本ルール (p. 43、44) に準じるものとする。

道路占用物

彫刻等

- ① 原則として、道路の基本ルール (p. 46) に準じるものとする。

※歩道橋・ペDESTリアンデッキについて

道
路

歩道橋

- ① できる限りシンプルな形状とし、過度な装飾は避け、沿道の建物等とのデザイン的な統一を図ることを基本とする。
- ② 色彩は、防護柵など他の附属施設と調和させ、暖色系の落ち着いた色彩にすること。
推奨色…グレーベージュ



■落ち着いた色彩にすることで周辺景観に馴染んでいる（甲州街道 並木町）

橋
梁

河
川
・
水
路

ペDESTリアンデッキ

- ① できる限りシンプルな形態意匠とし、過度な装飾は避け、沿道の建物等とのデザイン的な統一を図ることを基本とする。
- ② 歩行者の見上げの視線も考慮し、桁下は過度な装飾は避け、落ち着いた色彩・形態にすること。
- ③ 人のにぎわいを創出に資する空間とする。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮する。
- ⑤ できる限り緑化し、潤いのある空間づくりに努める。
- ⑥ 落ち着いた品格のある夜間景観の形成に努める。

公
園
・
緑
地

公
共
建
築
物



■ペDESTリアンデッキ内に緑化し、潤いある空間を創出する（JR八王子駅南口）

3. 河川・水路

基本ルール

第2章めざす公共施設像24ページからの「河川・水路」に掲げた項目を十分に理解した上で、計画を進めて下さい。

めざす公共施設像 「河川・水路」キーワード

- ①人々の暮らしや文化などの周辺環境と調和し、母なる川を主役にする
- ②生きものの生息の場となり得る川づくりを通して、生態系に配慮した自然環境を保全し、有機的な景観をつくる
- ③河川の自然地形や多様性を活かして、親水性の高い空間をつくる

護岸（水路）

- ① 必要な治水機能の確保を優先する。
- ② 水路には原則として蓋を設けない。
- ③ できる限り暗渠化しない。
- ④ 可能な場所では、自然に配慮された景観になるよう構造などに配慮する。

※3面コンクリートのU字溝ではなく、ブロック積や、底部が浸透性の仕様（例えば、U字溝の底部に開口部が設けられ砂利や土が露出する仕様にするなど）となっている2面水路、溝の内側が化粧仕上げとなっている構造を採用するなど。



■溝の内側が化粧仕上げとなっている2面水路（川口町）

堤防・管理通路（河川）

堤防

- ① 堤防の法面等は、できる限り緑化する。



■緑化された護岸（浅川 市役所北側）

■管理用通路■

② 舗装仕上げを行う場合は、水辺空間及び周辺道路と調和させるよう配慮する。



道路 基本ルール
【表-1】(p.40)



■アスファルトと調和した水辺のインターロッキング舗装としている
(大栗川 番場橋周辺)

③ 市道とする管理用通路は、アスファルト舗装を標準とし、地域性や連続性を考慮して仕様を決定する。



道路 基本ルール
【表-1】(p.40)



■緑化された堤防と管理用通路（歩行者専用）を設けた河川（浅川 暁橋左岸下流）

附属施設 : 防護柵・照明柱・標識・サイン

① 防護柵は、転落防止の安全性を確保した上で、河川景観と調和するシンプルな形態・意匠として、河川への眺めを阻害しないよう配慮する。



■シンプルな形態・意匠とし、ブラウン色で統一された防護柵としている
(上柚木の水路)

② 照明器具は、防犯等の安全性を確保した上で、過度な照度としない。



■安全性を確保しつつ趣きのある照明
(浅川 萩原橋)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

③ 河川沿いの防護柵や照明柱、サイン支柱等の色彩は、ダークブラウンを標準とする。

※ 白のガードレール等は、河川景観を阻害する要素となってしまいます。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)



■景観推奨色を用いた防護柵としている
(谷地川 日向橋)

④ 歩車分離標（ポールコーン）は、河川沿いにおいては景観推奨色とする。

※ 緑やオレンジのポールコーンは、河川景観を阻害する要素となってしまいます。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)



■河川景観に配慮し、落ち着いた色彩の歩車分離標としている
(浅川 萩原橋周辺)

占用広場等

② 原則として、公園・緑地の基本ルール (p. 53～) に準じるものとする。

水路占用物：水路横断橋等

① 水路横断橋は、水路や周辺の景観にあわせた意匠や材質とする。自然素材もしくは類似の材料を用いるか、色彩をダークブラウン、ダークグレーとする。

※ 縞鋼板等簡易的なものはなるべく使わない。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)



■水路に配慮した擬木風の水路横断橋、柵、護岸とする
(泉町湧水群)

★市民との連携（マニュアルの使用者・STEP3）

「水路への放流及び占用許可事務取扱要領」

水路を横断する敷地への出入口などの占用を許可するにあたっては、民間の占用物に対しても、本マニュアルに適合するよう働きかけていく。

4. 公園・緑地

基本ルール

第2章めざす公共施設像27ページからの「公園・緑地」に掲げた項目を十分に理解した上で、計画を進めて下さい。

めざす公共施設像 「公園・緑地」キーワード

- ①季節感を演出する緑豊かな環境をつくる
- ②地域特性や周辺環境と調和する親しみやすい雰囲気をつくる
- ③多様性を重視し、地域特性や用途、規模などにふさわしい設えにする
- ④施設等の素材、形態、意匠は、周辺環境と調和させ快適な空間をつくる
- ⑤樹木等の成長等を通じて「公園を育てていく」よう意識して維持管理を行う

植栽・花壇 : 樹木・植物

- ① 接道部や出入口、外周部等を緑化し、周辺環境とのつながりに配慮する。



■公園外周部を緑化し、開放的な出入口としている（長池公園）

- ② 樹種等については、丘陵地の植生や周辺のまち並みとの調和に配慮して選択する。



■公園に隣接する道路に配慮した植栽としている（出羽山公園）

- ③ 樹木の生長にあった配置とする。

※例 落葉する高木を道路境界や隣地境界に寄せないなど。



■樹木の生長を想定して配植されている（長池公園）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

園路・広場 : 舗装

① 安全性、耐久性を考慮したうえで、可能な場所では舗装に配慮する。

※ 例 自然素材では、木道、ウッドチップ舗装、自然石貼り、その他インターロッキング、透水性コンクリート、脱色アスファルトなど。



■公園内の通路は自然石舗装とし、水路、擬木柵を設けている（片倉城跡公園）

② 道路境界や異なる舗装が接する部分では、類似した色彩の舗装材料を選択することで一体感が感じられるようにする。



■公園と歩道を連続させた舗装デザインとしている（長池公園）

外構施設 : 入口・柵・フェンス・照明柱・サイン

① 入口は、市民が気軽に立ち寄ることができるような、開放的な設えとする。

※ ユニバーサルデザインを取り入れる。



■階段とスロープを併設し、気軽に立ち寄ることができるようにしている（六本杉公園）

② 敷地周囲の囲障は、安全管理上必要な場合を除き、閉鎖的にならないように工夫する。



■閉鎖的な印象を与えないよう明度・彩度を抑えた柵としている（片倉城跡公園）

③ 柵・フェンスや防球ネット等は、敷地内の緑や周辺のまち並みと調和する素材や色彩に配慮すること。可能な場所では、低木の植樹帯をこの代わりにする。

※例〔素材・色彩〕木や石、それらを模した材料、その他の材料の場合は、ダークブラウンなど。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)

④ 照明柱はシンプルなデザインとするとともに、彩度や明度を抑える。

※ 例 ダークブラウンなど。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)

⑤ サインは、シンプルにするとともに集約化する。ただし、園名板などその公園らしさを活かしたデザインにする。



■柵には自然素材を使用し、敷地内の緑に配慮している(陵南公園)



■シンプルで彩度や明度を抑えたデザイン(小田野中央公園)



■集約化され景観に馴染むシンプルな案内板(片倉城跡公園)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

工作物 : 遊具・ベンチ・パーゴラ・噴水・彫刻

- ① 耐候性・耐久性の高い素材を選定する。ただし、可能な範囲で自然素材を採用する。

※ 明度・彩度の高い人工的なベンチは控える。



■公園内の遊具は自然素材のものを採用
(小田野中央公園)

- ② 遊具や健康器具等で、既製品を使用するものは、アクセントカラーも使用できることとする。ただし、周囲からの見え方に配慮する。

※ 樹木等や周辺施設と調和するアクセントカラーが望ましい。



■アクセントカラーを用いて全体的に彩度が高すぎないように配慮している遊具
(六本杉公園)

- ③ ベンチは、過度な装飾をせずシンプルなデザインとするとともに、色彩や素材に配慮する。

※例〔素材・色彩〕木や石、それらを模した材料
その他の材料の場合は、ダークブラウンなど。



■シンプルなデザインのベンチを設置する
(ふれあいベンチ(市民が公園に寄付する制度))

- ④ 彫刻の美観を保つため、適切な設置・維持管理を行う。彫刻だけでなく、作品の鑑賞上必要と見なされる空間についても保全する。

彫刻の移設、周辺の改修等について

彫刻の移設、周辺の改修等の際には、所管課・必要に応じ彫刻アドバイザーから意見を聴取した上で実施すること



■背景と美しく調和した彫刻
(片倉城跡公園)

建築物 : **管理棟 (管理施設)・トイレ (便益施設) 等**

① 管理事務所やトイレ等については、周辺の緑や水辺との調和に配慮した規模とする。



■まちなかに潤いを与える植栽と調和したデザインとしている (船森公園)

② 大規模な施設は、平面・立面上可能な限り分割し、圧迫感を与えないように分節する。



■圧迫感を与えないよう分節された施設 (長池公園)

③ 色彩については、公園の緑を活かす低彩度の配色とし、公園内外からの見え方に配慮する。



公共建築物 基本ルール
【表-4】(p.63)



■公園の緑に馴染む低彩度の色彩とした公衆トイレ (小田野中央公園)

駐車場

① 敷地内駐車場は、沿道部の緑化などにより周囲から見える景観に配慮する。



■駐車場の周囲を緑化し、周囲からの見え方に配慮している (小田野中央公園)

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

占用物 : 電柱・防災無線・倉庫・掲示板

① 電柱や引き込み柱、防災無線等の色彩は、彩度や明度を抑える。

※ 例 ダークブラウンなど。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)



■ 景観配慮色のダークブラウンを使用した防災無線（水無瀬児童遊園）

② 倉庫等建築物は、低彩度の色彩でシンプルなデザインとする。サインや貼り紙等が過剰にならないよう配慮する。

※ みどりを阻害するような高彩度の色彩は使用しない。



公共建築物 基本ルール
【表-4】(p.63)



■ 低彩度の色彩でシンプルなデザインとしている（陵南公園）

③ 掲示板は、シンプルなデザインとするとともに、木や石材など自然素材とするなど、彩度や明度を抑える。

※ 例 ダークブラウンなど。



道路 基本ルール
【表-2】(p.42)



■ 低彩度、低明度の景観に配慮されたシンプルなデザインの掲示板（片倉城跡公園）

5 公共建築物

基本ルール

第2章めざす公共施設像31ページからの「公共建築物」に掲げた項目を十分に理解した上で、計画を進めて下さい。

めざす公共施設像 「公共建築物」キーワード

- ①地域の歴史的特徴の継承
- ②自然環境との調和への配慮
- ③通りに対する表情・演出
- ④まち並みに賑わいや親しみをもたらす配慮
- ⑤現在のまち並みの特徴を活かした色彩
- ⑥隣接する色彩との連続性に配慮した色彩
- ⑦市街地に近接する緑や地域の景観資源の存在感を際立たせる色彩
- ⑧圧迫感や違和感を軽減する親しみやすい色彩

配置

- ① 前面道路、歩道及び隣接敷地から十分に距離を取り、ゆとりある空間の確保に努め、周辺と協調した配置とする。



■前面道路との間にゆとりを持った配置としている（八王子市役所）

- ② 道路や公園、緑道等の公共空間と連続したオープンスペースの確保等、公共空間と連続した配置とする。



■歩道と連続性をもったオープンスペースを配置している（いちょうホール）

- ③ 敷地内や周囲に地域の景観資源となるような樹木等がある場合には、これを活かして周辺の道路・河川・公園・橋梁等から眺望できるような配置とする。



■市役所敷地内の桜を前面道路や河川から眺められるようにしている（八王子市役所）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

高さ・規模

- ① 周辺の山並み・丘陵地の緑・市街地等が眺望できるように配慮する。



■ 後背地にみえる山並みや丘陵地の稜線を分断しないよう高さを抑え、眺望を確保する。



■ 丘陵地の稜線を分断しない高さとしている
(道の駅 八王子滝山)

- ② 周辺建物群のスカイラインとの連続性に配慮する。



■ 周囲の建築物との連続性に配慮し、高さを揃える、又はスカイラインが緩やかに連続するように調和のとれた高さとする



■ スカイラインを周辺建築物と合わせている
(エスフォルタアリーナ八王子)

- ③ ランドマークとなる建築物では、高さを組合せるなどして分節化を図り、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。



■ 建物を分節し周囲への圧迫感を軽減させている
(八王子市役所)

形態・意匠

- ① 外壁は、雁行や凸凹、色彩等により長大な壁面に対し、圧迫感の軽減を図るとともに、周辺の緑や周辺のまち並みと調和するよう工夫する。



■ 長大な壁面に対し、壁面の凹凸や色彩によって圧迫感の軽減を図っている
(市當中野住宅)

② 屋根や屋上にある設備や塔屋は、建築物と一体になるよう意匠を工夫する。



■パラペットにより、屋上の設備等を目隠しすることで、周辺の眺望に配慮している（八王子市役所）

③ 駐車場や駐輪場、ごみ置き場等の附属施設及び外部階段等は、建築物本体との調和を図り、周囲からの見え方を工夫する。



■駐車場と歩道間に植樹帯を設け、周囲からの見え方に配慮している（並木町）

④ 周囲の環境に応じた夜間景観を検討し、過度な照明の使用を避け、周辺の景観に応じた照明を工夫する。



■室内からもれる灯りを利用した夜間景観（エスフォルタアリーナ八王子）

⑤ 建築物にサインや屋外広告物を設置する場合は、規模や位置、意匠、色彩等について、建築物と調和した質の高いデザインとなるよう工夫する。



■建築物と調和した切文字の館名サイン（エスフォルタアリーナ八王子）

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

⑥ 敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互の形態・意匠を調和させる。

⑦ 農村集落地周辺では、地域に継承されている景観や、明るく開放的な広がりを損なわないように配慮した形態・意匠とする。



■各施設相互の形態・意匠を調和させ、まち並みに馴染む建築物（高尾梅の郷まちなちの広場）

色彩

① 外壁の色彩は、【表-4】「公共建築物の色彩基準」に適合するとともに、丘陵地の緑を引き立てたり、周辺の建築物等と色調を調和させたりすることにより、まち並みの連続性等に配慮したものとする。

② 建築物の屋根は、周辺環境や外壁と調和するよう工夫する。



■丘陵地の緑を引立てるような外壁色と屋根色を用いた建築物（道の駅 八王子滝山）

※色彩の決定に当たっては、仕上げ材の種類によって陰影や表情等が異なるので、十分検討を行った上で決定する。

（例：現地でモックアップを作成し検討する。）



■和風の色調を用いて周辺のまち並みと調和させた建築物（高尾599ミュージアム）

③ 特定大規模建築物においては、著しく目立つものとして認識される、赤や金色等の着色をしたガラスを使用しない。

表-4 公共建築物の色彩基準

別表 I	基準の適用部位	色相	明度	彩度
< 特定大規模建築物以外 > ● 緑との共生ゾーン外 ● 重点地区：中心市街地環境整備地区	外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
	屋根色（勾配屋根）	0.0YR~5.0Y	6.0 以下	4.0 以下

別表 II	基準の適用部位	色相	明度	彩度
< 特定大規模建築物 > ● 緑との共生ゾーン外 ● 重点地区：中心市街地環境整備地区	外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
	強調色	0.0YR~4.9YR	—	4.0 以下
		5.0YR~5.0Y		4.0 以下
		その他		2.0 以下

別表 III	基準の適用部位	色相	明度	彩度
● 緑との共生ゾーン内 ● 重点地区：裏高尾・小仏地区 浅川沿川地区	外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0 以上 8.5 未満（※1）	4.0 以下
	屋根色（勾配屋根）	0.0R~5.0Y	6.0 以下	4.0 以下
	強調色（※2）	0.0R~4.9YR	—	4.0 以下
		5.0YR~5.0Y		4.0 以下
		その他		2.0 以下

別表 IV	基準の適用部位	色相	明度	彩度
● 重点地区： 甲州街道沿道地区	外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
	強調色（※2）	0.0YR~4.9YR	—	4.0 以下
		5.0YR~5.0Y		4.0 以下
		その他		2.0 以下

別表 V	基準の適用部位	色相	明度	彩度
● 重点地区： 高尾駅・多摩御陵周辺地区 高尾山参道周辺地区	外壁基本色	0.0R~5.0Y	4.0 以上 8.5 未満（※1）	4.0 以下
	強調色（※2）	0.0R~4.9YR	—	4.0 以下
		5.0YR~5.0Y		4.0 以下
		その他		2.0 以下
	屋根色（勾配屋根）	0.0R~5.0Y	6.0 以下	4.0 以下

※1：届出対象の建築物等の高さ 10m 未満の部分（高さ 10m 未満の建築物等含む）については、外壁基本色の明度を 3.0 以上 8.5 未満とする。

※2：強調色の制限は特定大規模建築物のみとする。

※：外壁に表情をつける場合等に用いる「強調色」は、外壁各面の 1/5 以下の範囲で用いることができる。ただし、別表にて強調色の制限がある建築物においては各基準の範囲内の色彩を用いることとする。

道路

橋梁

河川・水路

公園・緑地

公共建築物

外構等

- ① 敷地内地上部への植栽、屋上や壁面の緑化等により、隣接地の外構の緑と連続するように工夫する。
- ② 緑化にあたっては、丘陵地の植生に適した樹種(※)を選択するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。

※植生に適した樹種は、次の資料を参考にする。

「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」東京都環境局

- ③ 大規模建築物及び特定大規模建築物のエントランスは、植栽の配置等により、丘陵地の緑や街路樹と調和した表情となるよう工夫する。

- ④ 外構計画は、隣接する敷地や道路等周辺のまち並みと調和するよう色調や素材、設えを工夫する。

- ⑤ 敷地内には、開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。



■隣接地の緑と連続するよう工夫された植栽
(絹の道資料館)



■街路樹と調和した植栽計画を行っている
(八王子市役所)

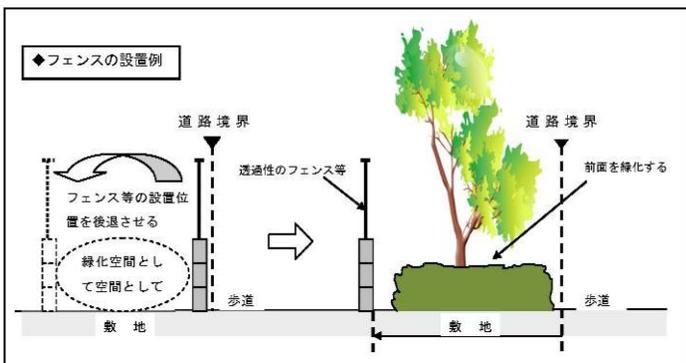


■歩道と協調させた舗装や通り沿いに植栽を行っている
(いちょうホール)



■開放感のあるオープンスペースを設置している
(JR八王子駅南口)

⑥ フェンス等を設置する際は、道路境界線よりフェンス位置を後退させ、前面部分を緑化するなど工夫する。



■フェンス等で無機質な印象を与えないよう配慮する

⑦ フェンス等困障については、施設管理上支障がない場合は、それ自体が目立たないよう、可能な限り細い部材にするなどして視界が通る透過性のあるものとする。色彩は、なるべく道路【表-2】の推奨色によるものとする。



■視界が通る透過性のフェンスを設ける（六本杉公園）

→ 道路 基本ルール【表-2】(p.42)

⑧ 落ち着いたある夜間景観を形成するため、過度な照明は避け、周辺環境に応じた照明を行う。



■ベンチ下に照明を設けて落ち着いたある夜間景観を演出している（JR八王子駅南口）

工作物：彫刻等

① 原則として、公園・緑地の基本ルール工作物④ (p.56) に準じるものとする。

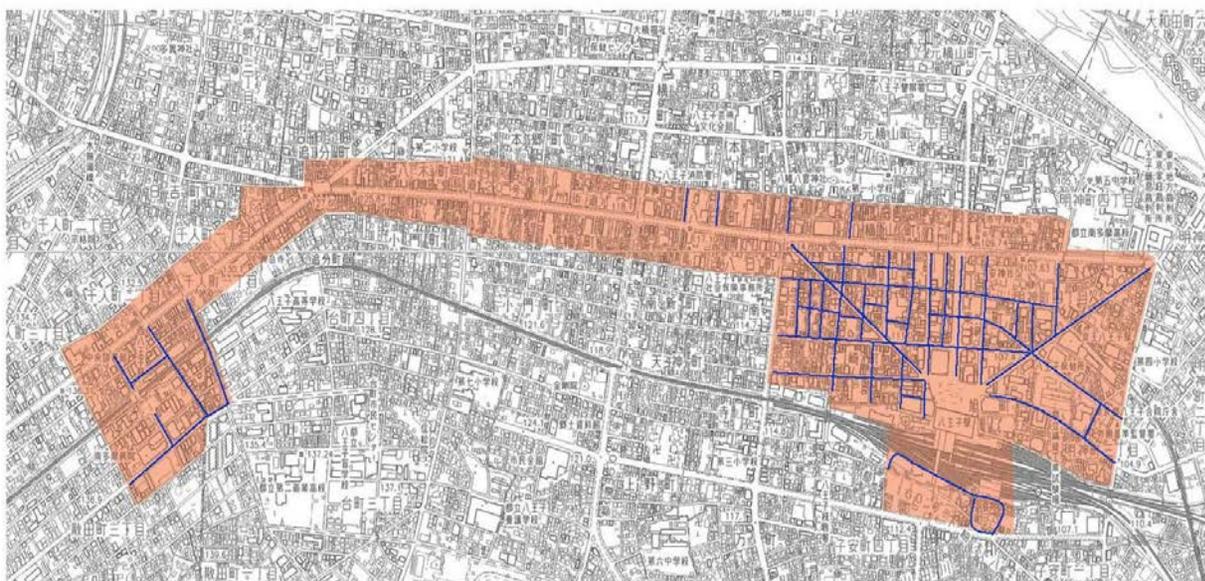
その他（維持管理への配慮）

- ① 改修にあたっては、汚れやすい、明度の高い色彩は避け、耐久性や耐光性（褪色）にも配慮した材料を選定する。
- ② 新築の際は、将来の改修等も見据えた材料選定を行う。

資料編

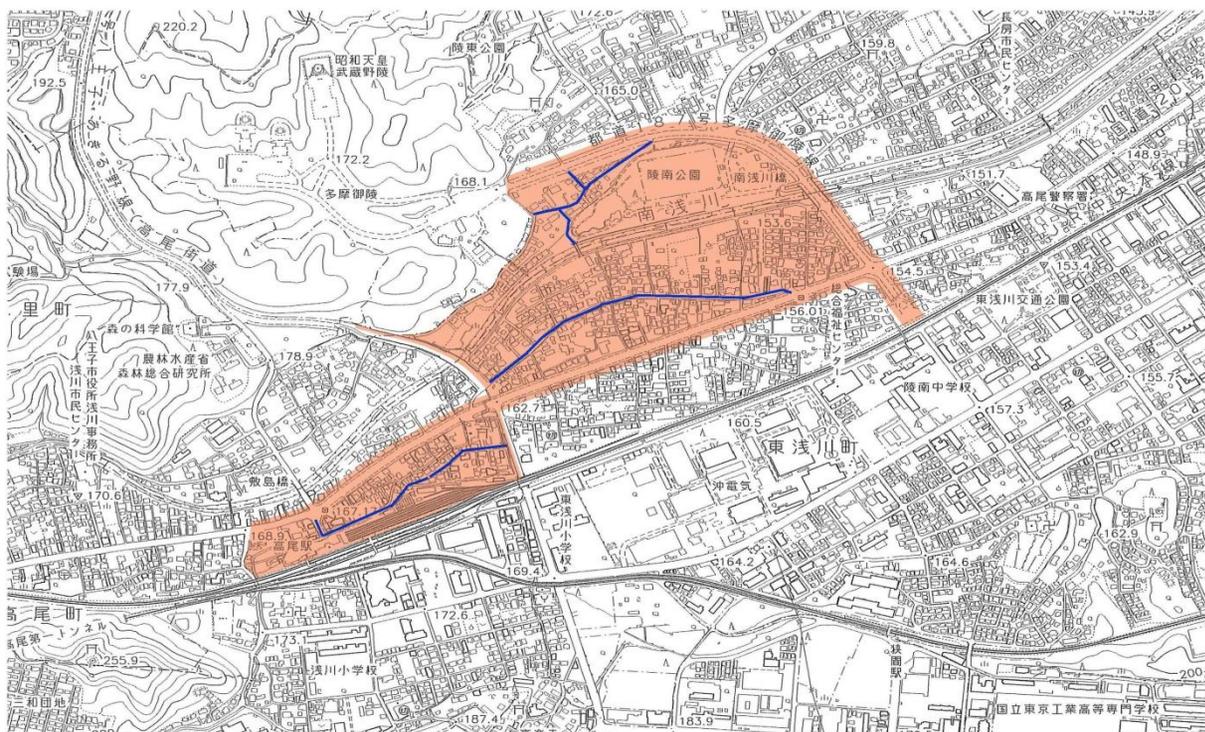
- 景観適合協議 別紙対象路線（重点地区）
- 景観適合協議 別紙路線（幹線 1 級・2 級・その他対象路線）

■ 景観適合協議 別紙対象路線図（重点地区：中心市街地環境整備地区）



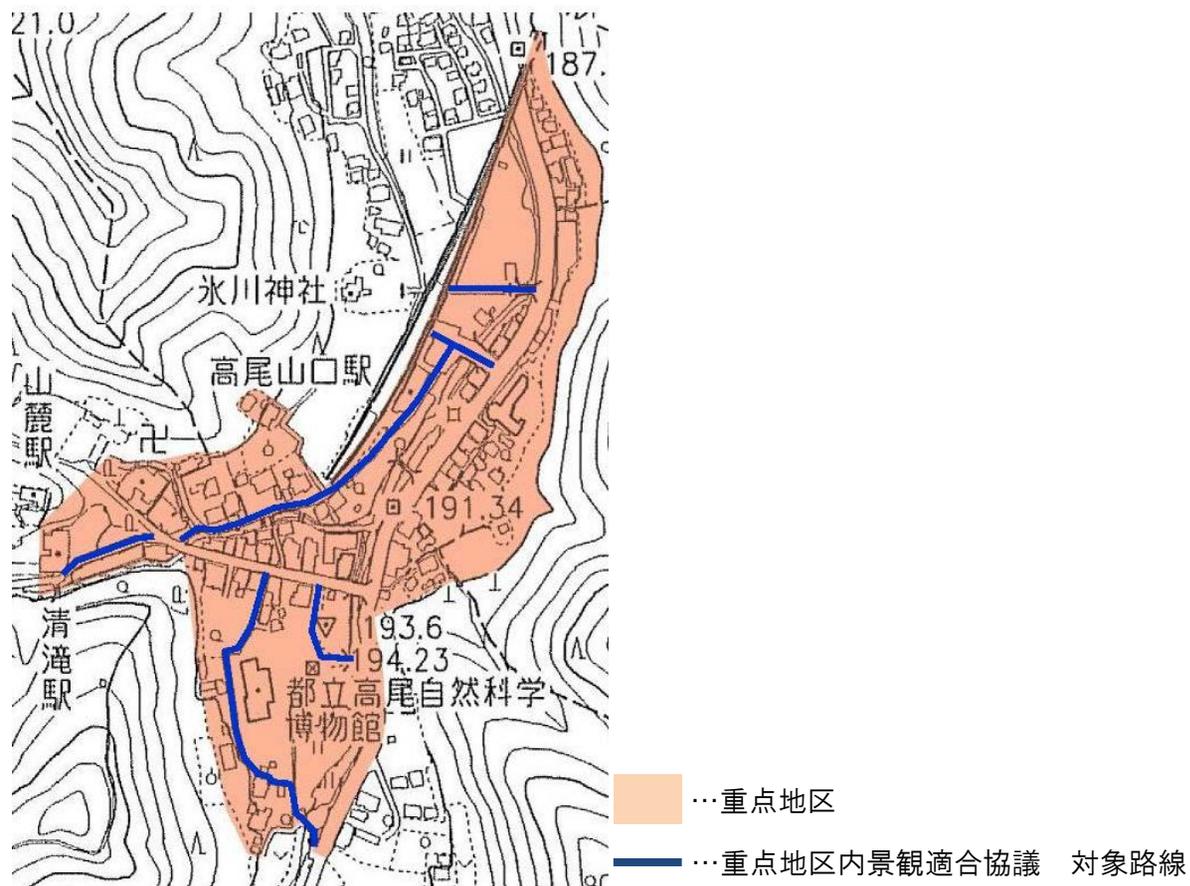
- …重点地区
- 景観適合協議 対象路線

■ 景観適合協議 別紙対象路線図（重点地区：高尾駅・多摩御陵周辺地区）

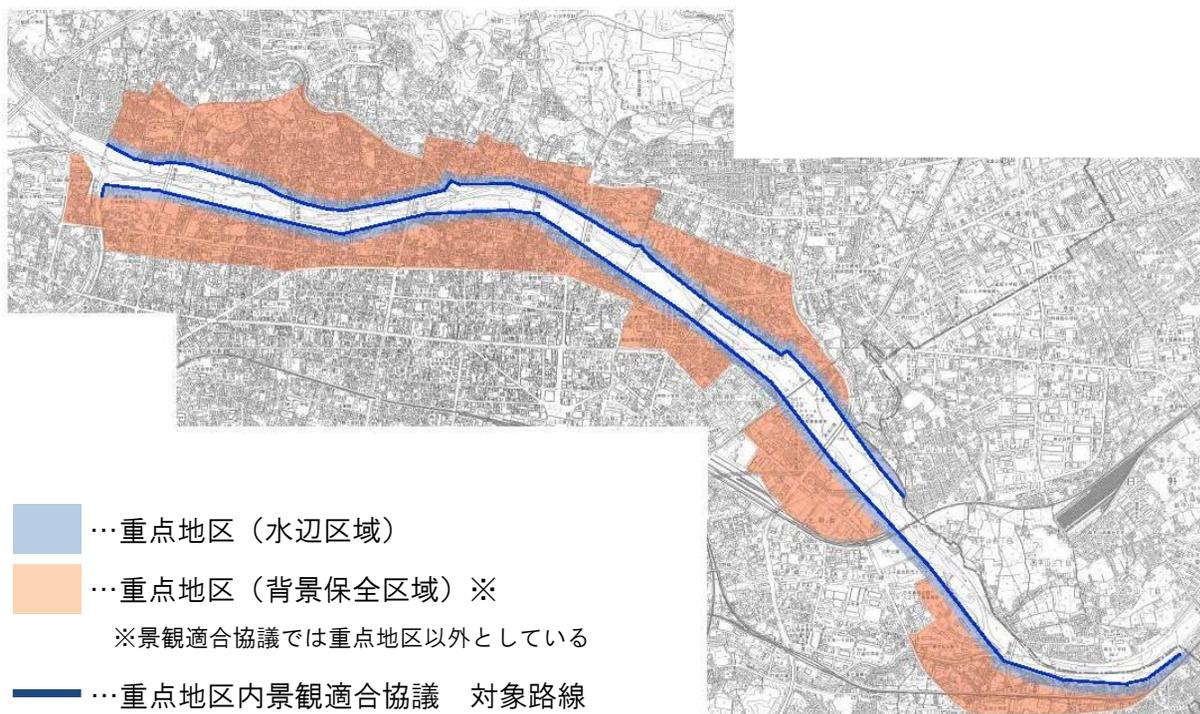


- …重点地区
- 景観適合協議 対象路線

■ 景観適合協議 別紙対象路線図（重点地区：高尾山参道周辺地区）



■ 景観適合協議 別紙対象路線図（重点地区：浅川沿川地区（水辺区域））



No.	更新日	更新内容	追加・差替ページ	備考
1	H27.11	公共施設景観形成 マニュアルの発行	—	—
2	H28.03	重点地区内の公共施設の 右図コメント 八王子市景観計画に定める重 点地区（P. 7～9）において、 本マニュアルに定める適用範 囲（P. 10～12）の公共施設 ↓ 八王子市景観計画に定める重 点地区（P. 10～12）において、 本マニュアルに定める適用範 囲（P. 6～8）の公共施設に修 正	P13	—
3	H28.03	②南浅川の写真コメント 美しい桜並木活かした市民に 親しまれる河川（南浅川） ↓ 美しい桜並木を活かした市民 に親しまれる河川（南浅川） に修正	P24	—
4	H28.03	表4 公共建築物の色彩基準 別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの明度 【4.0以上8.5未満の場合】 ↓ 【4.0以上8.5未満】に修正	P63	—
5	H29.04	①重点地区内の公共施設 ↓ ①重点地区内のすべての 公共施設	P13	—
6				
7				
8				
9				
10				

公共施設景観形成マニュアルの更新リスト